

サービス分野の市場統合とサービス指令（EU）

ブリュッセル・センター

EUのサービス指令は、域内でのサービス自由移動の実現を目的としている。当初案をめぐっては加盟国間や欧州議会で大きな議論となったが、「母国法主義」条項の削除などにより合意が成立し、2006年末には指令案が採択され、発効した。公益サービスや人材の臨時派遣業など、一部業種は適用除外となっている。加盟国は2009年末までに同指令を国内法化することになり、EUのマクロ経済にも好影響が見込まれるが、実際にはサービスの自由移動は、加盟国による労働者の移動制限の開放と相まって進むことになる。

目次

1. EUにおけるサービス分野の現状および市場統合の深化について	1
(1) EUにおけるサービス分野の位置付け	1
(a) 経済活動におけるサービス分野の位置付け	1
(b) 雇用におけるサービス分野の位置付け	3
(c) EUのサービス分野の特徴	4
(d) 域内サービス貿易の状況	7
(e) EU域内への対内直接投資額におけるサービス分野	7
(2) サービスの自由移動の進み具合	9
(a) 電気通信サービス	9
(b) オーディオ・ビジュアル	10
(c) Eコマース	11
(d) 専門的職業	11
(e) 金融	13
(3) 市場統合に対する障壁要因	13
(a) サービス活動における具体的な障壁	13
(b) サービスの域内市場の状況	14

2 . サービス指令の提案から採択までの経緯	19
(1) サービス指令提案の背景	19
(2) 欧州委員会のサービス指令案提案	20
(3) サービス指令案の大幅修正	21
(a) サービス指令案に対する反応と再検討への動き	21
(b) 欧州議会での修正案策定	22
(c) 欧州議会での採択に向けた妥協案と欧州議会第一読会での結果	23
(d) 欧州委員会での修正指令案採択	24
(4) 欧州議会・理事会のサービス指令採択までの動き	26
(a) 政治的合意と理事会共通の立場	26
(b) 欧州議会第二読会およびEU理事会での採択	28
3 . サービス指令の内容	29
(1) サービス指令の目的	29
(2) サービス指令の適用範囲	30
(3) サービス指令の概要	34
(a) サービス指令の構成	34
(b) サービス指令の主要条項のポイントと現状の問題点	36
(4) サービス指令の導入により予測される障壁や経済効果の測定	59
4 . 域内での労働市場の開放とサービスの自由移動の実現	62
(1) 新規加盟国労働者の自由移動に対する制限	62
(2) サービスの自由移動と労働者市場の開放との関係	64

図表リスト

図 1 : EU25 カ国の総付加価値の産業分野別割合 (2005 年)	1
図 2 : EU25 カ国における産業分野別就業者の割合 (2005 年)	3
図 3 : EU25 カ国における産業分野別就業者数の変化* (2000 ~ 2003 年)	4
図 4 : 非金融経済全体に占める非金融サービスの国別割合 (2003 年)	5
図 5 : EU25 カ国のサービス産業における付加価値と就業者数の変化 (2000 ~ 2003 年) .	6
図 6 : EU域内・域外のサービス輸出高の推移 (2003 ~ 2005 年)	7
図 7 : 域内対内直接投資額 (ストック) の産業分野別推移 (1998 ~ 2003 年)	8

図 8： サービス分野における域内対内直接投資額(ストック)の部門別割合(1998年末・2003年末)	8
図 9： サービス提供の障壁要因とサービス指令の導入による効果(欧州委員会の見解) 17	
図 10： サービス指令の適用範囲	33
図 11： サービス指令とマクロ経済パフォーマンスの関係	61
表 1： EU25 カ国・国別の総付加価値の産業分野別割合(2005年)	2
表 2： EU25 カ国のサービス産業の部門別重要性(2003・2004年)	6
表 3： 国境を越えたサービス提供の各過程における障壁・問題点	14
表 4： サービス指令の経済効果の推定	59
表 5： サービス指令の雇用への影響の推定(EU15 カ国)	60
表 6： サービス指令の経済への影響の推定(EU15 カ国)	60
表 7： マルタ、キプロスを除く新規 8 加盟国に対する旧加盟 15 カ国の移行措置	63
表 8： ブルガリア、ルーマニアに対する旧加盟 25 カ国の移行措置	63

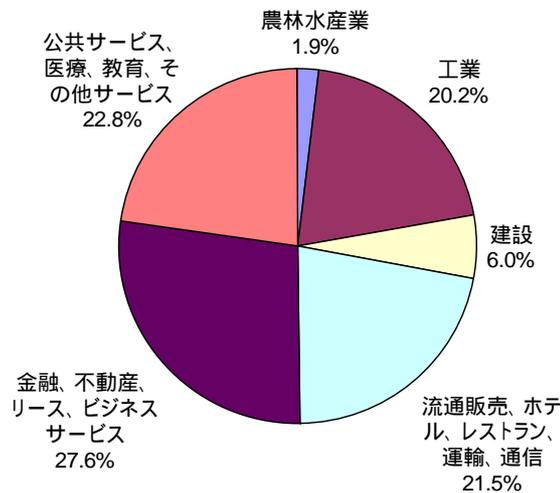
1. EUにおけるサービス分野の現状および市場統合の深化について

(1) EUにおけるサービス分野の位置付け

(a) 経済活動におけるサービス分野の位置付け

EU25 カ国の 2005 年の総付加価値 (GVA) は 9 兆 6,852 億ユーロで、このうちサービス分野の占める割合は、金融・ビジネスサービスが 27.6%、流通販売、ホテル・レストラン、運輸・通信が 21.5%、公共サービス・その他サービスが 22.8%で、合わせて 71.9%となっている (図 1)。これに対して工業は全体の 2 割にすぎない。

図 1: EU25 カ国の総付加価値の産業分野別割合 (2005 年)



(注): *基準価格ベース

出所: "Gross Value Added at Basic Prices (Agriculture, Hunting, and Fishing/ Industry, including Energy/ Construction/ Trade, Transport and Communication Services/ Business Activities and Financial Services/ Other Services)", Eurostat

表 1 には総付加価値に占める各分野の割合を各国別に示した。サービス分野 (流通販売・ホテル&レストラン・運輸・通信、金融・ビジネスサービス、公共サービス・その他サービス) が全体に占める割合が高いのはルクセンブルクの 83.4%を筆頭に、以下キプロス 77.3%、フランス 76.9%、英国 75.9%、ベルギーおよびマルタ 74.8%、ラトビア 74.5%である。経済規模の大きいドイツ、英国、フランス、イタリア、スペインの 5 カ国では、サービス分野が 75%以上を占めるフランスと英国以外では、イタリアが 71.2%、ドイツが 69.7%、スペインは 67.5%である。ドイツでは工業分野が 25.4%と 5 カ国の中では最も多い。

サービス分野の割合が最も低いのはチェコの 58.8%で、同国は逆に工業分野の占める割合が 31.6%と EU 内で最も高い。チェコに次いでサービス分野の割合が低いスロバキアとリトアニア（ともに 60.0%）はいずれも工業の割合が各 28.9%（EU で 2 位）、26.7%（同 6 位）と上位につけている。他にサービス分野の割合が低い国はスロベニア（63.4%）、ポーランド（64.5%）で、これ以外の国は 65%前後から 70%前後である。

サービスの分野別では、国内経済が金融サービスに大きく依存しているルクセンブルクで金融・ビジネスサービスが 44.2%を占めるほか、フランスと英国がこの分野で 30%以上となっている。流通販売、ホテル・レストラン、運輸・通信の分野が高い割合を占める国には、観光産業が重要産業となっているギリシャ（31.8%）やマルタ（29.1%）、キプロス（27.8%）、スペイン（25.5%）がある。また 2004 年に新規加盟した国では、流通販売業が経済で大きな地位を占めるため流通販売、ホテル・レストラン、運輸・通信分野の割合の大きい国があり、ラトビア（35.8%）、リトアニア（31.5%）、エストニア（28.9%）、ポーランド（27.4%）がこれに当てはまる。

表 1： EU25 カ国・国別の総付加価値の産業分野別割合（2005 年）

国	農林水産業	工業	建設	流通販売、ホテル・レストラン、運輸・通信	金融・ビジネスサービス	公共サービス・その他サービス
EU25 カ国	1.9	20.2	6.0	21.5	27.6	22.8
ベルギー	1.1	19.2	4.9	23.1	28.0	23.7
チェコ	2.9	31.6	6.6	24.7	17.1	17.0
デンマーク	1.5	19.9	5.6	22.0	23.8	27.1
ドイツ	1.0	25.4	3.9	18.1	29.2	22.4
エストニア	3.7	21.2	7.3	28.9	22.6	16.3
アイルランド ²	2.5	28.5	9.0	18.0	23.4	18.6
ギリシャ	5.2	13.2	7.6	31.8	19.3	22.9
スペイン	3.3	17.7	11.6	25.5	21.1	20.9
フランス	2.2	15.1	5.8	19.3	32.0	25.6
イタリア	2.2	20.6	6.0	23.3	26.9	21.0
キプロス	2.9	11.5	8.3	27.8	24.6	24.9
ラトビア	4.0	15.5	6.1	35.8	20.1	18.6
リトアニア	5.7	26.7	7.6	31.5	12.6	15.9
ルクセンブルク	0.4	10.4	5.8	21.8	44.2	17.4
ハンガリー	4.3	25.3	4.8	20.1	22.0	23.5
マルタ	2.8	17.9	4.5	29.1	18.9	26.8
オランダ	2.2	18.7	5.5	21.6	27.4	24.6
オーストリア	1.6	22.1	7.6	24.4	23.4	20.8
ポーランド	4.6	24.7	6.1	27.4	17.8	19.3
ポルトガル	2.7	18.3	6.7	24.4	21.2	26.7
スロベニア	2.5	28.2	5.9	22.2	20.6	20.6
スロバキア	4.3	28.9	6.8	26.1	18.6	15.3
フィンランド	2.9	25.5	5.9	22.6	20.7	22.4

スウェーデン	1.2	23.4	4.8	19.7	23.4	27.4
英国	0.9	17.4	5.8	21.6	31.7	22.6

(注)¹: 基準価格ベース

²: アイルランドは2004年の数値。

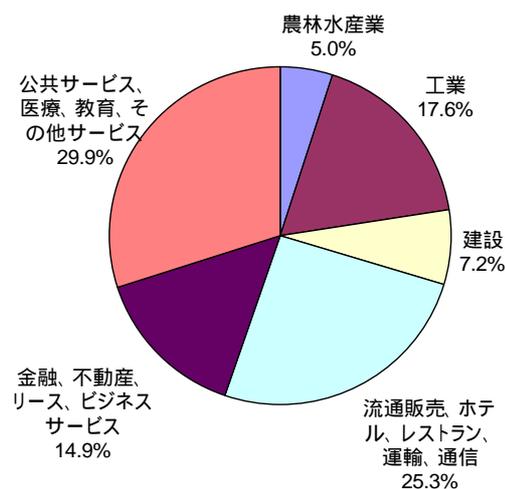
出所: "Gross Value Added at Basic Prices (Agriculture, Hunting, and Fishing/ Industry, including Energy/ Construction/ Trade, Transport and Communication Services/ Business Activities and Financial Services/ Other services)", Eurostat

(b) 雇用におけるサービス分野の位置付け

EU25 カ国の2005年の総就業者数は2億297万人で、このうち公共サービス・その他サービスが全体の29.9%を占めて最も多く、次が流通販売、ホテル・レストラン、運輸・通信で25.3%である(図2)。これに金融・ビジネスサービスを加えたサービス分野全体では70.1%を占めている。

図1の各産業分野の総付加価値に占める割合と図2の各産業分野の総就業者数に占める割合を比較すると、総付加価値に占める割合が各産業分野の総就業者数に占める割合を上回っている分野では、労働者1人当たりが生み出す価値が高く労働生産性が高いことになる。これで見ると金融・ビジネスサービスと工業は、就業者数の割合よりも総付加価値の割合が高く労働生産性が高い、あるいは資本集約的といえる。公共サービス・その他サービスの就業者数は約6,069万人だが、この就業者の規模に比べると総付加価値は低い。

図2: EU25 カ国における産業分野別就業者の割合(2005年)

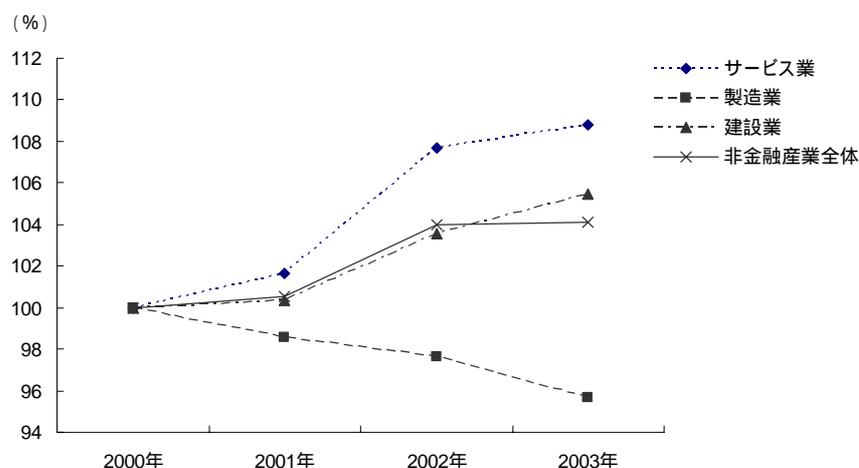


出所: "National Accounts by 6 branches - Employment Data", Eurostat

経済構造の変化に伴い、サービス分野の就業者数は2000年から2003年の間に9%増加

した。この伸び率は、非金融産業全体の伸び率を 5%ポイント上回っている(図 3)。一方、製造業の就業者数は 4%減、建設は 5.5%増となっている。サービス産業と建設で非金融産業全体の 630 万人の雇用増加に貢献しており、このうち 90%(570 万人)までをサービス産業が占める。このような経済構造の変化の要因としては、労働コストが低い域外国への製造業の移管のほか、企業のアウトソーシングの利用増加(運送・マーケティングのほか人材派遣サービスなど)などが挙げられる。

図 3： EU25 カ国における産業分野別就業者数の変化*(2000～2003年)



(注)* 2000年を100とする

出所: "Statistics in Focus: Industry, Trade and Services(19/2007)", Eurostat

(c) EUのサービス分野の特徴

各国の非金融経済¹に占めるサービス分野(非金融サービス²)の割合(図4)を見ると、英国、オランダ、アイルランドでは就業者数でサービス分野の割合が7割以上と特化している。サービス分野の重要性は、26カ国中20カ国で、付加価値においてより就業者数において高いが、これはサービス分野での労働生産性³(apparent labour productivity)が非金融経済の平均と比べて低いことを示しており、特にアイルランド、ノルウェー、ポーランドで顕著である。付加価値におけるサービス分野の割合が就業者数における同割合を

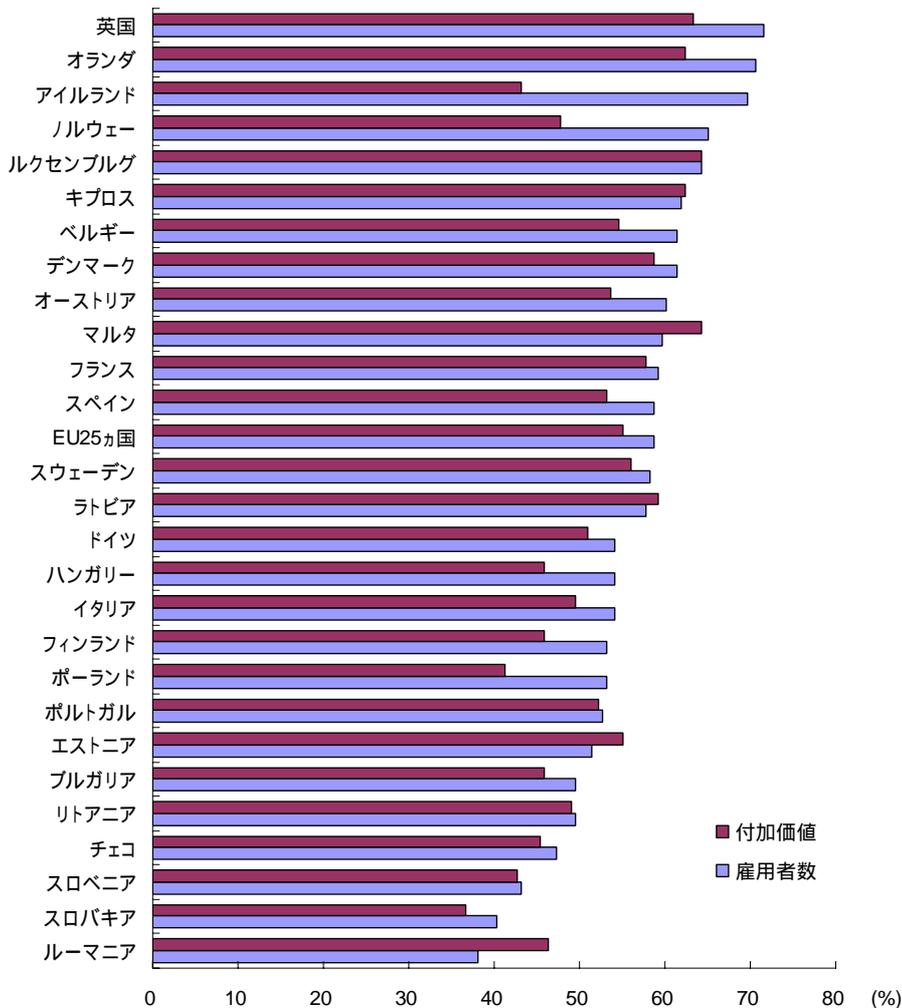
¹ 経済活動分類(NACE)のC~K、J除く(C: 鉱業、D: 製造、E: 電気・ガス・水道、F: 建設、G: 卸売・小売、修理、H: ホテル・レストラン、J: 金融、K: 不動産・リース・ビジネスサービス)

² NACE G~K、J除く(上記参照)

³ 就業者1人当たりの付加価値

上回るのはわずか 6 カ国（エストニア、キプロス、ラトビア、ルクセンブルク、マルタ、ルーマニア）で、これらの国では労働生産性が比較的高いと言える。

図 4： 非金融経済全体に占める非金融サービスの国別割合（2003 年）



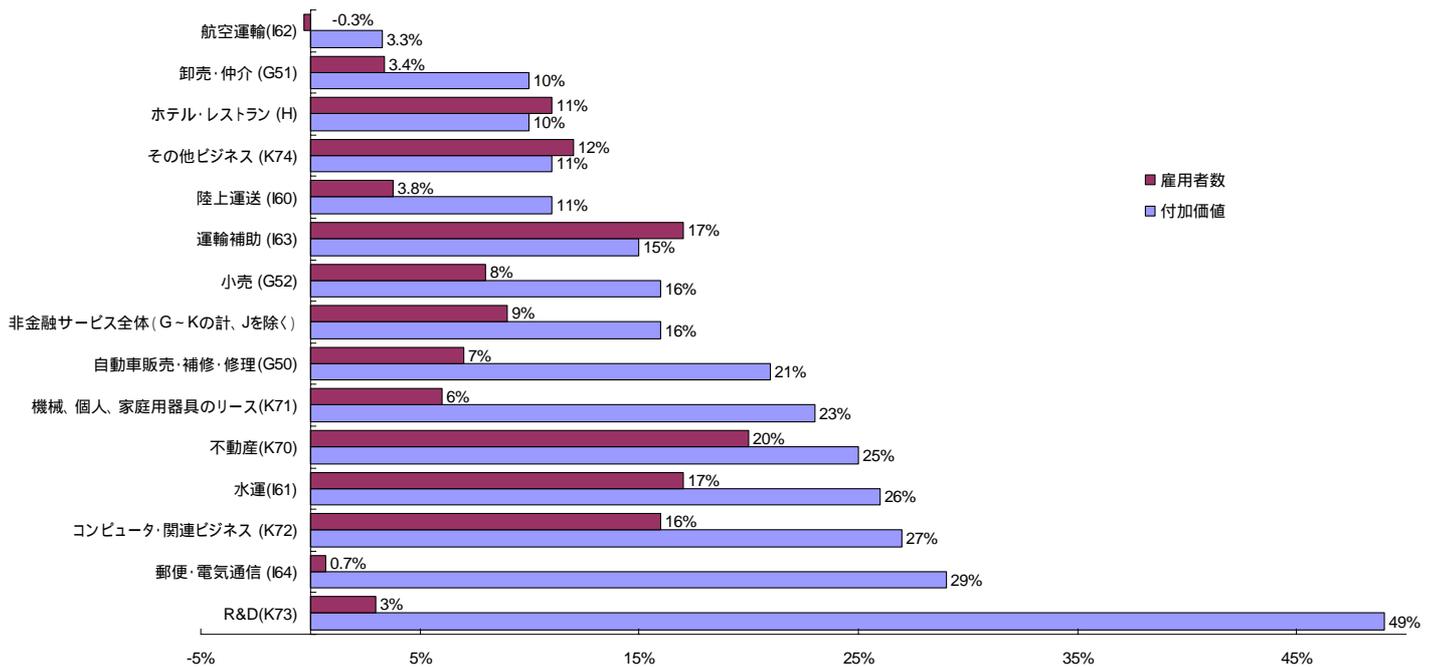
出所： "Statistics in Focus: Industry, Trade and Services(19/2007)", Eurostat

サービス産業における 2000～2003 年の部門別の就業者数と付加価値の変化を見ると、就業者数の平均伸び率は 9%、最も伸び率が高いのは不動産で 20%増、低いのは航空運輸で 0.3%減であった(図 5)。一方、付加価値の平均伸び率は 16%で、R&D が最も高く 45%、郵便・通信が 28%となっている。

付加価値と就業者数での伸び率の差は、労働生産性と収益性における変動を示している。

サービス産業における労働生産性は 2000～2003 年で 7%増、就業者数は同 9%増、付加価値は同 16%増である。部門別で生産性伸び率が最も大きいのは R&D で 45%、次いで郵便・電気通信が 28%となっている。一方、付加価値では最も規模が大きい「その他ビジネスサービス」を含む 3 部門で生産性伸び率が若干低下している。

図 5： EU25 カ国のサービス産業における付加価値と就業者数の変化（2000～2003 年）



出所： "Statistics in Focus: Industry, Trade and Services(19/2007)", Eurostat

表 2： EU25 カ国のサービス産業の部門別重要性（2003・2004 年）

	2003 年				2004 年			
	付加価値 計		就業者数 計		付加価値 計		就業者数 計	
	(10 億 ユーロ)	(%)	(1,000 人)	(%)	(10 億 ユーロ)	(%)	(1,000 人)	(%)
非金融サービス (G~Kの計、Jを除く)	2,650.0 ¹	100	69,000.0 ¹	100.0	2,804.3	100	71,309.8	100.0
流通 (G)	931.8	35.2	28,621.5	41.5	992.5	35.4	29,307.1	41.1
自動車販売・補修・修理 (G50)	141.2	5.3	3,811.7	5.5	149.7	5.3	3,927.3	5.5
卸売・仲介 (自動車を除く) (G51)	423.8	16.0	8,788.4	12.7	459.9	16.4	9,100.7	12.8
小売 (自動車を除く)・個人消費財の修理 (G52)	366.9	13.8	16,021.4	23.2	382.9	13.7	16,279.1	22.8
ホテル・レストラン (H)	154.2	5.8	8,228.4	11.9	162.9	5.8	8,441.3	11.8
運輸・通信 (I)	570.0	21.5	11,000.0 ¹	15.9	607.5	21.7	11,108.0	15.6
陸上輸送・パイプラインによる輸送 (I60)	167.0 ¹	6.3	5,100.0 ¹	7.4	172.2	6.1	5,209.4	7.3
水運 (I61)	17.5	0.7	180.9	0.3	22.0	0.8	180.0 ^{2,3}	0.3
航空運輸 (I62)	27.8	1.0	401.1	0.6	30.0 ^{2,3}	1.1	400.3	0.6

運輸補助・旅行代理業 (I63)	120	4.5	2,300.0	3.3	140.0 ²	5.0	2,400.0 ²	3.4
郵便・電気通信 (I64)	231.8	8.7	2,987.6	4.3	244.3	8.7	2,921.7	4.1
不動産・リース・その他ビジネス (K)	993.3	37.5	21,423.6	31.0	1,041.4	37.1	22,453.4	31.5
不動産 (K70)	211.5	8.0	2,370.8	3.4	220.0 ²	7.8	2,440.0 ²	3.4
機械・個人/家庭用器具のリース (K71)	61.1	2.3	574.8	0.8	65.4	2.3	592.7	0.8
コンピュータ・関連ビジネス(K72)	150.0 ¹	5.7	2,490.0 ¹	3.6	153.9	5.5	2,523.1	3.5
R&D (K73)	18.0	0.7	360.0	0.5	18.3 ²	0.7	368.0 ²	0.5
その他ビジネス (K74)	552.7	20.9	15,632.6	22.7	584.0	20.8	16,528.0	23.2

(注)¹: 公開情報に基づく推定値: 合計と個々の数値の差異は端数処理によるもの

²: 推定値

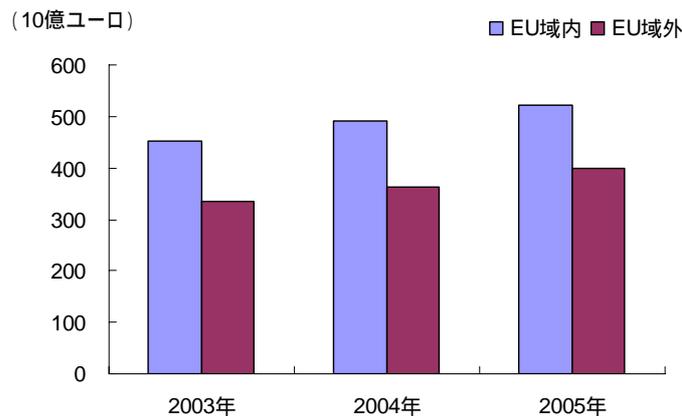
³: 不確かなデータ

出所: "Statistics in Focus: Industry, Trade and Services(19/2007)", Eurostat および Eurostat SBS を基に作成

(d) 域内サービス貿易の状況

EU のサービス貿易の約 6 割が EU 域内の取引である。2005 年の EU 域内へのサービスの輸出は 5,365 億ユーロで 2004 年に比べ 6.5% 増加した。一方、EU 域外へのサービス輸出は前年比 9% 増で 4,063 億ユーロであった。

図 6: EU 域内・域外のサービス輸出高の推移 (2003 ~ 2005 年)



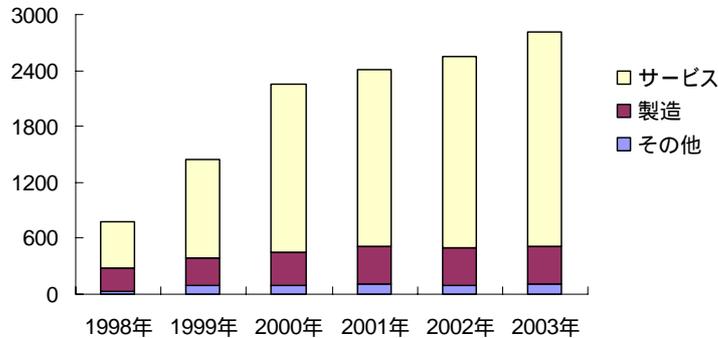
出所: "European Union International Trade in Services: Analytical Aspects (Data 1997-2005)", Eurostat

(e) EU 域内への対内直接投資額におけるサービス分野

1998 年から 2003 年の間に、EU 域内での対内直接投資額 (ストック) は急速に増加した (図 7)。産業分野別ではサービス分野が最大で、全体に占める割合は 1998 年末の 60% から、2003 年末には 80% まで拡大した。製造業の占める割合は同期間中に 34% から 15% と半分以下に縮小した。

図 7： 域内対内直接投資額（ストック）の産業分野別推移（1998～2003年）

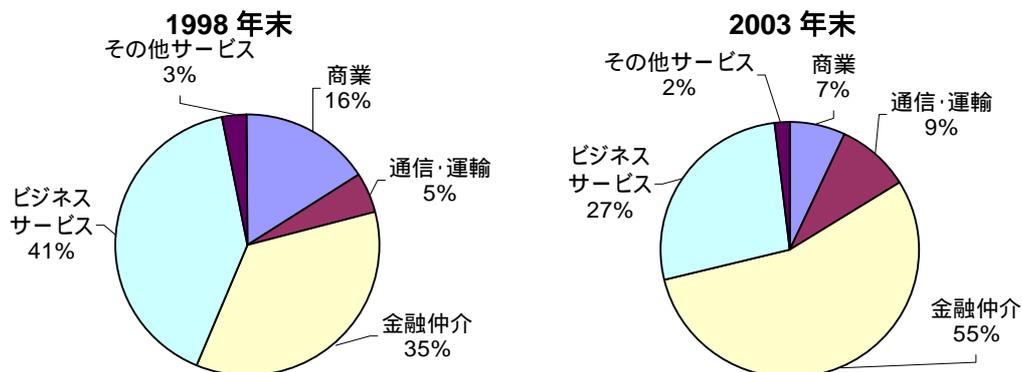
(10億ユーロ)



出所： "Statistics in focus 13/2006: EU Foreign Direct Investment in 2004", Eurostat

図 8 に、サービス分野における部門別に見た EU 域内への対内直接投資額（ストック）の割合を示した。1998 年末でも 2003 年末でも最大の部門は金融サービスだが、1998 年末の 35%が 2003 年末には 55%まで大幅に拡大している。伸び率でこれを上回るのは運輸・通信で、1998 年の 5%が 2003 年末には 9%に飛躍的に増加した。これは、主に通信分野での 1999～2000 年の投資増加によるものである。一方、商業分野は 16%から 7%、ビジネスサービスは 41%から 27%へと縮小した。

図 8： サービス分野における域内対内直接投資額（ストック）の部門別割合（1998 年末・2003 年末）



出所： "Statistics in focus 13/2006: EU Foreign Direct Investment in 2004", Eurostat

(2) サービスの自由移動の進捗

EU では、国や公共機関による行政や義務教育などの経済利益を目的としない（市場競争の対象とならない）サービスについては、サービスの自由移動が認められていない。また、市場競争の対象となる公益サービスのうち、郵便、電気、ガスなどについては民営化が進んでおり、サービスの自由移動は次の段階として位置付けられている。

民間セクターでは、電気通信サービスやオーディオ・ビジュアルサービス、E コマース、一部の資格を要する専門的な職業などでサービスの自由移動についての枠組みが出来上がっている。

(a) 電気通信サービス

電気通信サービス市場については、欧州委員会が 1987 年に「電気通信サービスと端末機器の共通市場の発展に関するグリーンペーパー」を発表し、電気通信分野における自由化推進政策の第一歩を踏み出した。その後、端末機器やオープンネットワーク、衛星通信、移動体通信など多岐にわたる項目について指令の策定や調査報告書の発表の後、1996 年 3 月には「電気通信サービス市場における完全競争の実施に関して指令 90/388/EEC を改正する 1996 年 3 月 13 日付欧州委員会指令(96/19/EC) 完全自由化指令」⁴が採択された。同指令では、1998 年 1 月 1 日を基本的な音声サービスを完全に自由化する期限とした。その後、加盟国での自由化は順次進行し、ギリシャが 2001 年 1 月に達成したことにより EU15 カ国での自由化が完了した。また、「電気通信ネットワークおよびサービスの共通規制枠組みに関する 2002 年 3 月 7 日付欧州議会および理事会指令 2002/21/EC」⁵により、電気通信関連の新たな規制枠組みができた。同枠組み指令は、「認証指令」⁶「アクセス指令」⁷「ユニバーサル指令」⁸「プライバシーと電子通信に関する指令」⁹の 4 つの指令とともに電子通信セクターの競争力を高め既成の電気通信に関する法的枠組みを改善すること

⁴ Commission Directive 96/19/EC of 13 March 1996 amending Directive 90/388/EEC with regard to the implementation of full competition in telecommunications markets

⁵ Directive 2002/21/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on a common regulatory framework for electronic communications networks and services ("Framework Directive").

⁶ Directive 2002/20/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on the authorisation of electronic communications networks and services (Authorisation Directive)

⁷ Directive 2002/19/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on access to, and interconnection of, electronic communications networks and associated facilities (Access Directive)

⁸ Directive 2002/22/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on universal service and users' rights relating to electronic communications networks and services (Universal Service Directive)

⁹ Directive 2002/58/EC of the European Parliament and of the Council of 12 July 2002 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector (Directive on privacy and electronic communications)

を目的とした電気通信規制パッケージを構成している。同枠組み指令は、2002年4月24日に発効し、2003年7月24日までに加盟国で国内法制化することが規定された。

(b) オーディオ・ビジュアル

また、オーディオ・ビジュアル（AV）サービスに関しては、「テレビ放送活動の遂行に関し、加盟国の法律または規則、管理活動により規定された特定の規定の調和に関する1989年10月3日付理事会指令89/552/EEC（以下、「国境のないテレビ指令」）」¹⁰が規定され、テレビ放送サービスの域内自由移動が保証された。その後、テレショッピングやスポンサー付番組などの急速な進展やルールの適用範囲拡大の必要性、欧州の文化的な番組制作の促進などを背景に、1997年に同指令は改正¹¹されている。

「国境のないテレビ指令」は、すべての形態の公共テレビ番組放送を対象とするが、需要に応じて情報やメッセージを提供する、オンデマンドサービスは除外されていた。同指令では、加盟国がテレビ放送受信の自由を保証することを義務付けている。また、加盟国は、同指令により定めている理由により他の加盟国からのテレビ放送の自国における受信や再放送を制限してはならないが、同指令で規定された特定の条件を満たす場合には、当該テレビ放送の再放送を暫定的に停止することができるものとしている。また、加盟国所轄の放送会社あるいは当該加盟国の周波数や衛星機能または当該加盟国にある衛星アップリンク（地上局から通信衛星への情報・信号の伝送）を利用した放送会社によって放映されたテレビ放送のすべては、当該国の一般向け放送に適用される法律に従うことが義務付けられている。

近年のデジタル技術の革新などによって欧州におけるAV環境は著しい変化を遂げてきており、これに対応するために、欧州委員会は同指令を「オーディオビジュアル・メディアサービス指令」として改正することを決定し、2005年12月13日に改正指令案¹²を採択した。同改正指令案では、定期的に放映されているサービス（Linear）のほか、オンデマ

¹⁰ Council Directive 89/552/EEC of 3 October 1989 on the coordination of certain provisions laid down by Law, Regulation or Administrative Action in Member States concerning the pursuit of television broadcasting activities

¹¹ Directive 97/36/EC of the European Parliament and of the Council of 30 June 1997 amending Council Directive 89/552/EEC on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the pursuit of television broadcasting activities

¹² Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL AMENDING COUNCIL DIRECTIVE 89/552/EEC on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the pursuit of television broadcasting activities (COM(2005) 646 final) 2005/0260 (COD)

ンドサービス (Non-linear) についても対象に含めている。これによって、同指令案の核となる「母国法主義」は、オンデマンドサービス (ビデオ、ニュース、スポーツ、携帯電話用のダウンロード可能なオーディオビジュアルコンテンツ) プロバイダーにも適用されることになる。また、定期放映サービスに関しては広告に関する規制をさらに緩和するとともに、スプリット・スクリーンやインタラクティブなど新たな形式の広告も奨励している。このように、域内のAV・メディア市場統合に加えてさらなる規制の緩和により、新たな市場参入機会を増やし、競争力を高めるとともに消費者の選択肢を拡大することを狙っている。欧州委員会は2007年3月29日に修正案を採択し、2007年5月24日には理事会が指令案で政治的合意に達した。これに基づき、欧州議会が共通の立場を採択する予定で、順当に行けば遅くとも2008年末までには、域内のオーディオ・ビジュアルサービスはサービス提供者および消費者に対して真に開かれた市場となる見通しである。

(c) Eコマース

EUでは、Eコマースの促進がEU経済の世界的な発展のカギを握る重要なファクターのひとつとして位置付けられており、域内市場におけるEコマースの法的枠組みを規定した指令2000/31/EC¹³ (通称「Eコマース指令」) が2000年に採択された。これは、契約の問題や消費者保護を主な目的としたもので、インターネットまたはEメールでの製品・サービスの販売だけでなく、広告やエンターテインメント、インターネット仲介サービス (インターネットへのアクセスやホスティングサービスなど) も対象としている。特徴的な点としては、加盟国の情報社会サービス提供者は自国の法規制に従うものとし、他の加盟国から提供されるサービスに対してサービス受益国は制限を課すことはできないこと、また、情報社会サービス事業の設立に当たり、加盟国政府は事前の事業認可を求められないことが挙げられる。Eコマース分野に関しては、サービスの自由移動および事業設立の自由の2つが実現されている。

(d) 専門的職業

一部の専門的な職業¹⁴については、学位や専門資格の相互承認に関する指令がすでに存在しており、事業設立の自由とサービス提供の自由も規定されてきた。このほか、EU加盟国およびアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイスの間では、特定の資

¹³ Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market ('Directive on electronic commerce') (Official Journal L 178 , 17/07/2000)

¹⁴ 建築家、医師、歯科医師、看護婦、助産婦、薬剤師、獣医

格を有する職業について、他の加盟国で取得した資格により自国で職業に就くまたはサービスを提供することを認める「規制職業 (Regulated Profession)」に関する一般制度 (General System) が確立されている。規制職業は、法律・税務・会計、医療・治療関連、技術、社会・文化の分野にわたり、各国により異なる¹⁵。規制職業の相互認証に関しては、「職業資格の相互承認に関する 2005 年 9 月 7 日付欧州議会および理事会指令 2005/36/EC」¹⁶が採択され、職業資格の承認に関するルールを定めた¹⁷これまでの 15 の指令が統合され、サービス提供の自由や、資格の自動的な承認、柔軟性などの点でさらに進化したものとなった。加盟国は同指令を、2007 年 10 月 20 日までに国内法化することが義務付けられている。

このうち、弁護士による法務サービスについては、「サービス提供の自由を弁護士が効果的に遂行することを促進するための 1977 年 3 月 22 日付理事会規則 77/249/EEC (弁護士サービス指令)」¹⁸および「弁護士が資格取得国以外の加盟国で恒久的に弁護士業務を実施することを促進するための 1998 年 2 月 16 日付欧州議会および理事会指令 98/5/EC (弁護士指令)」¹⁹という 2 つの指令が規定されている。弁護士サービス指令は、弁護士が資格を持つ自国以外の加盟国で法務サービスを提供する限定的な権利について定めたものである。同指令では、他の加盟国の弁護士がサービス受益国において当該国の弁護士のみに限定的に実務を除き同様なサービスを提供することができるとしている。また、1998 年の弁護士指令は、サービス受益国以外の加盟国の弁護士が自国の資格により受益国で恒久的に実務を行うことができることを規定したものである。受益国以外の加盟国の弁護士は、受益国の管轄当局に受益国以外の弁護士であることを登録しなければならないが、登録後は自国の資格のもと、試験や準備期間なく即座に受益国の法律を含む法務サービス (受益国において、当該弁護士の自国における資格号と同様な資格を持つ弁護士が行うサービス) を行うことができる。自国の資格に基づく法務サービスを事実上継続的に最低 3 年間実施すると、当該弁護士は受益国の弁護士資格を獲得する権利を得る。加盟国は、2000

¹⁵ 欧州委員会ウェブサイトで各国の規制職業が検索できる。

(http://ec.europa.eu/internal_market/qualifications/regprof/regprof/dsp_bycountry.cfm)

¹⁶ Directive 2005/36/EC of the European Parliament and of the Council of 7 September 2005 on the recognition of professional qualifications

¹⁷ 弁護士、毒性物質取扱い、商業エージェントなどの分野に適用されるものを除く。

¹⁸ Council Directive 77/249/EEC of 22 March 1977 to facilitate the effective exercise by lawyers of freedom to provide services

¹⁹ Directive 98/5/EC of the European Parliament and of the Council of 16 February 1998 to facilitate practice of the profession of lawyer on a permanent basis in a Member State other than that in which the qualification was obtained

年 3 月 14 日までに同指令を国内法制化することが義務付けられ、フランスは大幅に遅れたが 2003 年 4 月に欧州委員会から勧告を受け、2004 年 2 月には国内法に導入した。

(e) 金融

また、金融市場については、1999 年に発表された「金融サービス行動計画 (FSAP/Financial Services Action Plan)」により、金融サービス統合市場形成のための基盤が整備され、大きな進展が見られた。これに続き、欧州委員会は、同部門（銀行、保険、証券、資産管理）には経済・雇用面でさらなる成長の可能性があるとし、産業と消費者の両方に金融市場統合のさらなる恩恵をもたらすための新たな戦略を 2005 年 12 月に発表した。これは、「金融サービス政策白書 (2005～2010 年)²⁰」と呼ばれ、優先項目として、これまでの成果のダイナミックな統合と既存のルールの実施と履行を確実にすること、「よりよい規制の原則」をすべての政策立案に導入すること、監督の収束の強化、サービス提供者間（特に小売市場で活動している提供者）のさらなる競争の促進、国際化する資本市場での EU の対外的な影響力の拡大などが掲げられている。これらは、元々 FSAP を継承し発展させたものであるが、FSAP は主にホールセール市場をターゲットとしていたのに対し、新たな 5 カ年政策は小売部門での市場統合をより重視したものとなっている。例えば、消費者が、金融製品を比較できる分かりやすい情報により、域内全域からよりよい預金プランやモーゲージ、保険、年金などを買求めることができるように、銀行口座の利用に関連した障壁などが検証される予定である。

(3) 市場統合に対する障壁要因

(a) サービス活動における具体的な障壁

サービス指令案が策定された当初、EU 域内で市場が統合されていない場合に国境を越えたサービス活動を行う際の障壁の具体例として、欧州委員会は以下の点を挙げた。

- サービス受益国に事業所を設置していなければならないという要件：例えばラジオ局に対し、事業所を設置せずにサービスを提供することを制限
- 不正競争を取り締まるための時代遅れな規制：革新的な販売促進活動を妨害
- 広告や販売促進に関する制約
- 特定の流通チャネルに対する差別的な規制：例えば、ダイレクトマーケティングなど

²⁰ White Paper on Financial Services Policy (2005-2010)

に他のチャネルとは異なる規制を適用

- 加盟国本国で認められているサービス提供者に対する重複する必要条件の要求：特定の資格に対する加盟国間の相互承認制度の欠如
- 加盟国本国とは別の加盟国で全従業員をサービス提供に従事させることを不可能にする規制：観光・旅行分野のサービス活動を制限
- サービスの受益者への課税に関する不公平な取り扱い：他の加盟国を本拠とするサービスを利用した場合には不利な条件を課される
- 「経済ニーズテスト」のような差別的な要求
- コストの問題：特に中小企業への負担が大きい

(b) サービスの域内市場の状況

欧州委員会が域内市場の自由化実施状況を取りまとめ、2002年7月に発表した報告書「サービスの域内市場の状況 (“The State of the Internal Market for Services”）」では、サービス提供の過程を、事業所の設立、インプット（従業員や機器などサービス提供に投入が必要なもの）、促進活動、流通、販売、アフターセールスの6段階に分け、各段階で生じる問題点を検証した。（表3参照）

サービスは、無形で複雑な性質のものであり、サービス提供者のノウハウや資格なども関連するため、加盟国間で異なる様々な詳細なルールにより規制されている。また、サービスを提供するには、サービス提供者が当該国に拠点を有することが要求されることが多い。製品貿易の場合には単に製品を送るだけでよいが、サービス貿易は多くの場合、サービス提供者自身と器具や資材が国境を越えることになる。この結果、サービス提供者は自身の職業的な資格や所属する企業の法的な形態、器具や資材の技術的な基準、専門的な保険、財政保証ならびに促進活動などすべてにわたってサービス受益国の要件に従わなければならない。また、これに加えて現地に派遣される従業員は、一時的なサービス提供の場合であっても現地の雇用関連法に従う必要があり、これが行政手続き上の負担となっている。

表 3： 国境を越えたサービス提供の各過程における障壁・問題点

<p>第1段階 - 事業所の設立</p>	<p>独占、量的・地理的制限 株主や経営陣に対する国籍・居住の条件 認可・登録手続き 複数の分野にわたるサービス提供の制限 事業所の法的な形態 専門資格の承認 サービス実施に係わる条件（税制など）</p>
<p>第2段階 - インプット （従業員・機器などサービス提供に投入が必要なもの）</p>	<p>従業員の配属に関する条件 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事前申告 ◆ 手続き ◆ 配属先の加盟国の労働法規定 ◆ 第三国出身の従業員の条件、手続き 人材派遣エージェンシーの利用の制限 他の加盟国の臨時労働者の利用の制限 その他従業員の国境を越えた配属に関する問題 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 報酬、税金、社会保障、年金 加盟本国のビジネスサービス利用の制限 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 法的アドバイス、会計サービス、ウェブサイトデザイン、機器のリース、輸送 加盟本国の専門的な機器・資材の利用の制限</p>
<p>第3段階 - 促進活動</p>	<p>認可・登録・申告などの義務 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定の製品（例：処方箋の要らない医薬品） ◆ 特定の促進活動の形態 ◆ 使用メディア ◆ 促進活動を目的としたくじ引き、ゲーム 特定のサービス（職業）に関する広告の禁止 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 例：医者、会計士、エンジニアなど 広告内容に関する制限 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 例：価格、専門分野などの提示の禁止 ◆ 地域言語の使用義務 商業的な広告の形態 非商業的な広告</p>
<p>第4段階 - 流通</p>	<p>国籍・事業所設立の義務 事前認可・登録・申告手続き 事業の法的形態・組織構造に関する条件 専門資格・経験に関する条件 輸送・郵便サービスに関する特別条件 サービス受益の制限 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 受益者の国籍・居住地により異なる条件 </p>
<p>第5段階 - 販売</p>	<p>契約に関する条件 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 利用規定、賠償責任保険など 価格設定、支払い、インボイス、会計 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 価格規制 ◆ 支払い・インボイスに関する規制 ◆ 会計に関する規制 税制 <ul style="list-style-type: none"> ◆ VAT（付加価値税）の支払い・申告 サービス受益者への還付、補助金 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療費還付に関する認可 ◆ 税制優遇措置を受益者が自国のサービスを利用した場合に限定 公共セクターの調達に関する特権的制限</p>
<p>第6段階 - アフターセールス</p>	<p>賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 職業賠償責任保険スキーム加入の義務・条件 ◆ 特定のサービスに関する財政保証スキーム加入の義務・条件 負債回収の問題</p>

修理・メンテナンスに関する規制 受益国における法的救済措置における不利な立場

出所： "The State of the Internal Market for Services", 欧州委員会を基に作成

同報告書では、一般的な傾向として、いくつかの加盟国では、依然として特許代理店や人材派遣エージェンシー、研究所、特定製品の輸送などある種のサービス活動に対して、サービス提供者が受益国内に事業所を有することを義務付けるケースが見られることを挙げている。この場合、必然的に他の加盟国のサービス提供者はサービス市場から締め出されることになる。

また、自国に事業所を設立しようとするサービス提供者と、他の加盟国から一時的にサービスを提供しようとする者との双方に同じ規制を適用する傾向も見られる。後者の場合、すでに出身国での法的要件を満たしているため、要件の重複が生じることになり、企業の負担が大きくなる。このほか、国の許認可当局が自由裁量権を有し、特定の許認可に関して申請者に経済ニーズテストを課す場合があるなど、ケースバイケースで適用される不明瞭な要件が存在するという法律の不透明性も指摘されている。

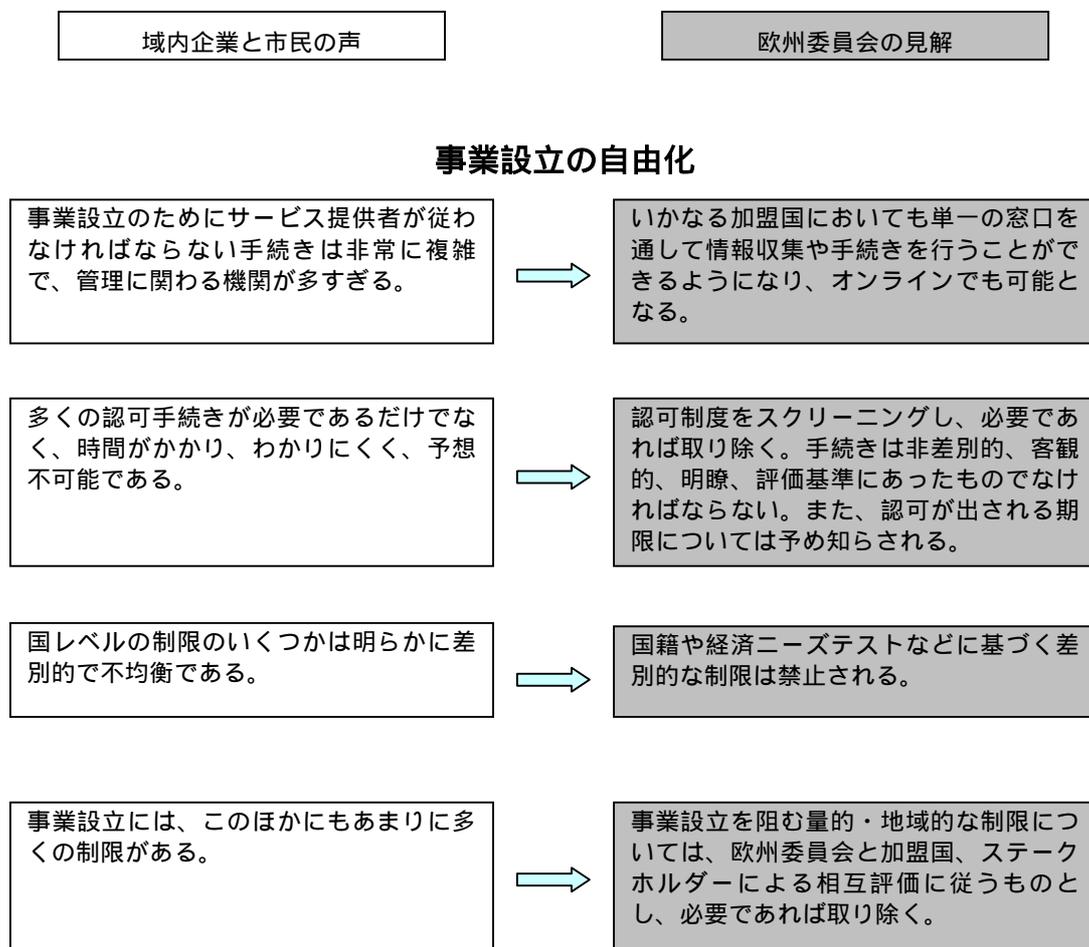
これら問題の要因の1つとして、加盟国間相互の信頼性の欠如が挙げられる。加盟国は、サービス提供者の出身加盟国の法制度や管理体制が有効なものであると認めないケースが多い。これはサービス提供や事業設立の自由化に対する障壁を取り除くための加盟国間での法規制の調和や行政面での協力関係が欠如としていることによる。また、いくつかの加盟国では、法規制を調和すること自体に対する強力な抵抗も見られる。このことは、加盟国における司法判決に有効な体系的フォローアップ体制が欠けていることをも意味する。また、いくつかの加盟国では国家の経済利益を保護する傾向があり、国会で国の法規制の調和に反対する議論がおこるケースもある。

また、1つのサービスに対する障壁は、他のサービスにも波及効果（「スピルオーバー効果（spill-over effect）」）を引き起こす可能性があることも指摘されている。例としては、小売業者が他の加盟国で事業所を設立し、サービスを提供しようとする場合、出身国に拠点を置く業者（不動産業者をはじめ、店舗デザイナー、設計技師、エンジニア、建設会社、銀行、保険会社など）を利用することはほとんど不可能である。これは、法的あるいは行政上の規制が原因で、サービス提供者が他の加盟国でサービスを提供することを妨げていることが原因である。

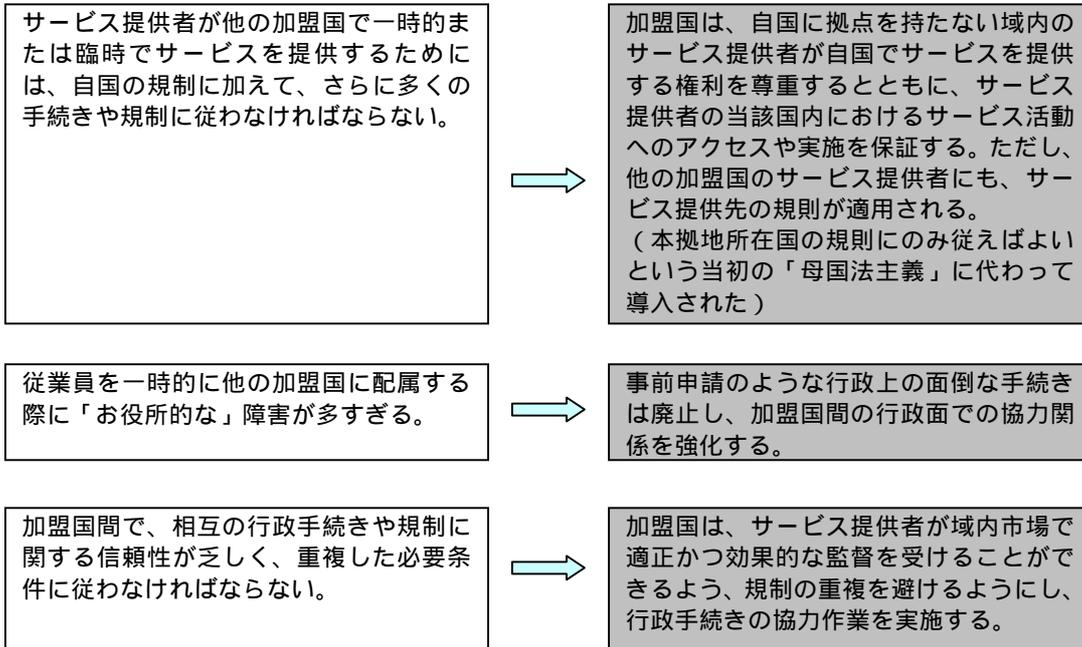
このように、あらゆる段階に障壁が存在しているため、国境を越えたサービス活動はサービス提供者には魅力がないものと写っているのが現状である。

こういった障壁を取り除くことがサービス指令の目的であり、欧州委員会はサービス指令を導入することによって、これらの障壁や問題点がどのように解決できるかという見解を図 9 のように示した。

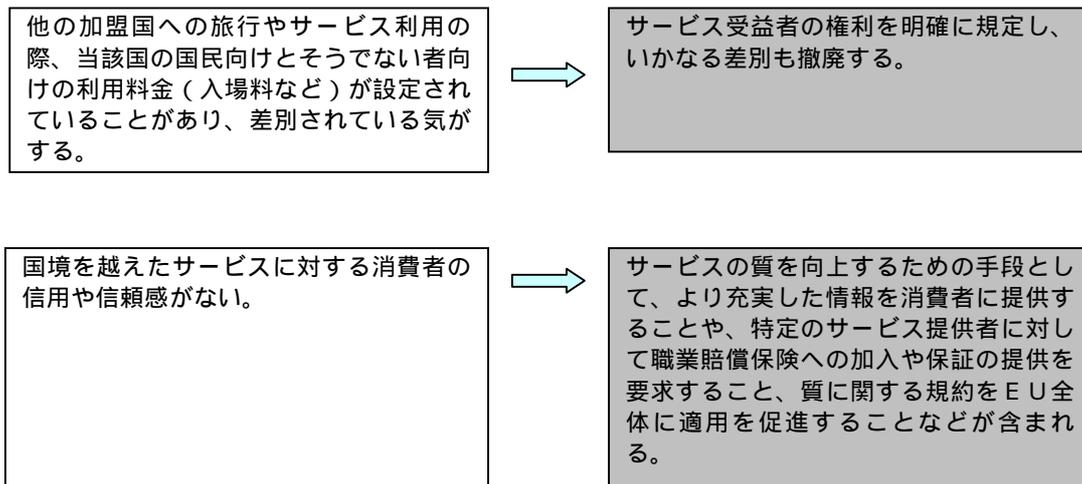
図 9： サービス提供の障壁要因とサービス指令の導入による効果（欧州委員会の見解）



サービス提供の自由化



消費者の権利



出所： "Background Documentation from the European Commission (CM 5/2004): Directive Graphic"より作成
(ただし、採択されたサービス指令の規定に基づき一部変更・削除)

2. サービス指令の提案から採択までの経緯

1993年に欧州連合（EU）が誕生し、欧州単一市場が創設された。以来、関税撤廃をはじめとして労働市場の改革など競争力を促進するための措置が導入され、「4つの移動の自由」といわれる「人・モノ（製品）・資本・サービス」の移動が自由化されてきた。この「4つの移動の自由」は貿易と加盟国経済の成長をもたらす重要なメカニズムとして現在まで機能してきている。欧州は歴史的に製造業に強みがあったため、製品の域内移動に関しては順調な対応が見られた。1990年代後半には、製品市場に対する規制緩和によって、その効果が通信および交通輸送、公益事業にまで拡大し、消費者の目にも明らかな成果をもたらされた。近年では、労働市場の規制緩和が進んでいるが、これらに比べてサービス分野における対応は遅れを取ってきた。このため、サービス分野の自由化に向けて様々な取り組みが行われ、最終的に、域内のサービスの自由移動を保証するサービス指令²¹が2006年12月12日に採択された。以下に、このサービス指令誕生の背景と指令採択までの経緯を示す。

(1) サービス指令提案の背景

2000年3月23、24日にポルトガルの首都リスボンで開催された特別欧州理事会（EU首脳会議）では、経済のグローバル化と知識主導型経済社会への移行を見据え、今後10年間でEUが取り組むべき共通戦略について議論された。同理事会の開催当時、EU経済はマクロ的に良好な状況にあり、健全な財政政策によってインフレや金利が低水準で維持されるなど金融政策が順調に進み、国際収支も健全な状態にあった。これらから、1999年に導入された単一通貨であるユーロについては、欧州経済の成長に多大な効果をもたらしたと評価され、さらなる成長と雇用の拡大に新たな機会が期待されるなど、EUの将来の展望は明るかった。その一方で、実際には長期にわたる失業問題が未解決のまま残されていること、女性・高齢者の労働市場参加が進んでいないこと、電気通信やインターネット分野では依然として立ち遅れていることなどが弱点として指摘された。これらから、欧州理事会は、欧州の結束を固め競争力を向上させることで、世界最高の競争力と活力を備えた知識基盤の経済を築くとともに、雇用の質や量を向上させて持続可能な経済成長を実現することを目標とする経済社会変革に向けた戦略（「リスボン戦略」）を策定した。

²¹ "Directive 2006/123/EC of the European Parliament and of the Council of 12 December 2006 on services in the internal market" (2006年12月27日付EU官報L376に掲載)

(http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_376/l_37620061227en00360068.pdf)

リスボン欧州理事会で掲げられた目標を受け、欧州委員会は2000年12月に「サービスに関する域内市場戦略(“An Internal Market Strategy for Services”)」を発表した。同戦略では、サービスに関する域内市場の自由化を、域内におけるサービス自由化の障壁について包括的な法的・経済分析を実施し特定する、サービス指令案の障壁に対応する立法措置やそれ以外の措置を策定するという2段階のアプローチで取り組むことを提唱した。

欧州委員会は、同指令案の策定に当たりすべての利害関係者の見解を得るために2001年と2002年に広範囲にわたる諮問を実施した。これらの諮問の結果は、「サービスに関する域内市場戦略」の第一段階の最終段階として、2002年7月に「域内サービス市場の状況(“The State of the Internal Market”)」という報告書で発表された。同報告書では数多くの法律上の障壁が指摘されているが、特に行政手続きの煩雑さや重複によって多くのサービス提供者が国境を超えた事業を運営することを断念していることが明らかにされた。また、現在の法規制が中小企業に不利なものであることや、欧州の経済統合のビジョンと欧州市民と欧州のサービス提供者が直面している現実の間に大きなギャップがあるとした(詳細は、「1.(3) 市場統合に対する障壁要因」参照)。

2003年5月、欧州委員会は、2003年末までにサービス指令案を策定することを公表した。同指令案は、国境を越えたサービス提供と事業設立のための条件を改善することを目的とした明確で均衡な法的枠組みとなると予想されていた。また、欧州理事会は、2003年10月に域内市場を「欧州経済の競争力を高め、経済の発展と雇用拡大につながる状況を生み出すための重要な地域である」とみなし、一般的利益サービスの供給や貿易に対するセーフガードの必要性を指摘した。また、域内市場を完全なものにしてその潜在性をフルに生かし、起業家精神を刺激することでサービス分野における真の域内市場を創設するために必要なさらなる提案を求めた。

(2) 欧州委員会のサービス指令案提案

これらを受け、2004年1月13日、欧州委員会は欧州における競争力の向上および市場統合の促進、域内障壁の撤廃を目的とする「域内市場におけるサービスに関する欧州議会および理事会指令案(サービス指令案)」²²を採択した。同指令案は、欧州裁判所および産

²² "Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Services in the Internal Market

業界の見解を考慮に入れて策定されたもので、起草者であるボルケスタイン前域内市場担当欧州委員にちなみ、「ボルケスタイン指令」とも呼ばれた。同指令案は以下のような目標を掲げ、これを達成することにより、域内でのサービスの自由移動を実現することを狙っている。中でも、「母国法主義」の条項はサービス指令案の要ともいえる画期的なものであったが、その後加盟国や業界内で大きな議論の的となった。

- ・ 加盟国が他の加盟国のサービス提供者が自国内での事業設立を妨げる多くの不必要な障害を除去することにより、他の加盟国でサービス事業設立を容易にする
- ・ 必要書類の数の制限や電子的な手続きの設置により文書業務を削減、行政手続きの大幅な簡素化と国家規制の近代化を狙う
- ・ 「母国法主義」に基づき、サービス提供者が出身加盟国で合法的に事業を運営している場合には、他の加盟国において当該国の規制に則ることなくサービスを提供することができるようにすることで、国境を越えたサービス提供を容易にする
- ・ 国家当局間が情報交換や緊密な協力関係を築くことにより、現在の国家規制や管理の重複を廃止し、首尾一貫したシステムに換える
- ・ 特定のリスクを生じるサービスに対しては、適正な職業賠償責任保険への加入を要求したり、他の加盟国のサービスを利用する利点やサービスの利用規定についての情報をサービス受益者と消費者に提供することを義務付けたりすることで、国境を越えたサービスに対する信頼性と自信を強化する
- ・ 国籍による規制のようなサービス取引上明らかに不当な障壁を即座に取り除くことを要求するとともに、加盟国による規制に対し、EU法との互換性を確認するためのスクリーニングの実施を要求
- ・ 加盟国が受益者に対して他の加盟国からのサービスを利用する際に許認可を要請するといった規制を課さないようにするなどして、サービス受益者が域内の他の加盟国から提供されるサービスを利用する権利を確実なものにする

(3) サービス指令案の大幅修正

(a) サービス指令案に対する反応と再検討への動き

欧州委員会が2004年1月に発表した指令案(上述、以後、「当初指令案」)については、賛否両論の様々な議論が繰り広げられ、特に、加盟大国であるフランスやドイツをはじめ

(COM(2004) 2 final/3, 2004/0001 (COD)), Brussels, 5.3.2004", Commission of the European Communities (修正版) (http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2004/com2004_0002en03.pdf)

欧州の労働組合や産業団体から、同指令の中核メカニズムである母国法主義の適用範囲および労働環境がもたらす「ソーシャル・ダンピング」、公益サービスの取り扱いなどに対し強硬な反対意見が挙げられた。さらに、この論争は、フランスとオランダにおける欧州憲法条約批准の是非を問う国民投票にも影響を及ぼしたとされる。

2004年11月11日には、欧州議会内の域内市場・消費者保護担当委員会（IMCO委員会 / Committee on Internal Market and Consumer Protection）による指令案に関する公聴会で、特に議論の焦点となっていた母国法主義の適用による問題点や法律上の問題およびその不明瞭性によって生じる消費者保護や欧州社会モデル、公共サービスへの影響についての討議が行われた。公聴会と欧州議会内での討議の結果、IMCO委員会が草稿し2004年12月21日付けで発表した修正案²³では、包括的かつ抜本的な書き直しの必要性が表明された。欧州委員会が2005年1月にEU競争理事会に提出した修正提案書と、IMCO委員会の修正案に対して2005年に入って各方面²⁴から提示された再検討項目および修正項目を踏まえ、IMCO委員会を中心とした欧州議会と欧州理事会の共同決定手続きに基づく修正協議が進められた。サービス指令案を起草したボルケスタイン前欧州委員（域内市場担当）から引継ぎを受けたマクリービィ（Charlie McCreevy）現委員（同担当）は、当初指令案に対する各界からの批判や数々の指摘から、2005年3月9日の欧州議会において「原案のままでは欧州理事会および欧州議会による採択の可能性は低い」、「多方面からの意見を取れ入れた指令案の導入に注力する」と指令案に対する攻撃を和らげるため再検討の支持を表明した。その後、3月22日、23日にブリュッセルで開催された欧州理事会（EU首脳会議）では、反対派のシラク仏大統領の強い要請を受ける形で、「欧州の社会モデルを尊重した域内市場の自由化」を確定するためのサービス指令案の再検討が合意された。

(b) 欧州議会での修正案策定

一方、欧州議会では、指令案の適用範囲および例外規定の明瞭化や母国法主義の見直し、加盟国間の行政連携の強化、明確なガイドラインの設定、法的安定性の強化、詳細な影響分析の実施等各方面からの強い要請に応じるため、IMCO委員会の検討を踏まえた指令案

²³ "WORKING DOCUMENT on the proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on services in the internal market (COM(2004)0002) of 13 January 2004, 21.12.2004", Committee on the Internal Market and Consumer Protection (IMCO)

(http://www.europarl.eu.int/comparl/imco/services_directive/041221workingdocument_en.pdf)

²⁴ 欧州議会内の各委員会から2005年中に報告書が出されたほか、欧州経済社会評議会（European Economic and Social Committee）と地域評議会（Committee of Regions）もそれぞれ2005年2月と2004年10月に見解を出している。(http://www.europarl.eu.int/comparl/imco/services_directive/default_en.htm)

の修正についての審議が、IMCO委員会およびサービス指令作業部会²⁵、欧州理事会、競争理事会、欧州議会において進められた。共同決定手続きに基づく修正協議が行われている間も、欧州議会内委員会間で意見の対立が起こるなど困難な展開になると予測されていたが、最終的に2005年11月には、IMCO委員会のゲプハルト氏が1,600カ所にのぼる修正案をまとめた報告書²⁶がIMCO委員会内で過半数により可決された。

同報告書では、当初指令案の「母国法主義」を相互承認原則に置き換えた。また、指令案に加えられた2つの大きな修正点のひとつとして、国境を越えたサービス提供に関してサービス受益国が制限を課すことができる範囲が拡大され、受益国がサービス提供者に課す要件を制限する規定が緩和された。また、これに加えて母国法主義の適用除外リストが拡大された。もう1つの重要な修正点として、指令の適用範囲に関し、公益サービス（SGI/Services of General Interest）と市場競争の対象となる経済的公益サービス（SGEI/Services of General Economic Interest）の違いが主な争点となった。IMCO委員会における投票では、欧州人民党（キリスト教民主）・欧州民主党グループ（EPP-ED）と自由主義グループ（ALDE）の議員が郵便や電力、ガス、水道、廃棄物回収などの市場競争の対象となる公益サービスの除外に反対し、また経済利益・商業特性を持つ社会サービスの除外についても反対した。両グループがこの定義について合意に至れば、欧州議会で採択される修正指令案から社会サービスは除外されることになることとみられた。また、高齢者などを対象とした家事サービスや臨時雇用者派遣業、他のセクター特有の法規制ですでにカバーされている産業（金融サービス、電子通信、運輸など）、法律サービス、ヘルスケア、AVサービス、賭博・宝くじ、公共当局の実務サービス（書士など）や税務サービスも除外された。

(c) 欧州議会での採択に向けた妥協案と欧州議会第一読会での結果

その後、欧州議会内では保守派のEPP-EDと社会主義グループPSEの間で、ゲプハルト氏の修正内容に関する交渉が行われ、2006年2月8日にこれらをまとめた妥協案が提出された。この妥協案では、「母国法主義」の規定は大幅に緩和され、タイトルからは「母

²⁵ 欧州議会内サービス指令作業部会は、欧州議会議員（MEP/Member of the European Parliament）と政党グループの情報交換と連携の支援をその主要目的として2005年2月に設置された。

²⁶ "Report on the proposal for a directive of the European Parliament and of the Council on services in the internal market (COM (2004) 0002-C5-0069/2004-2004/0001(COD), FINAL A6-0409/2005), 15.12.2005", IMCO (http://www.europarl.eu.int/comparl/imco/services_directive/051215_report_services_en.pdf)

国法主義」が削除された。また、労働・雇用法も適用対象から除外されたほか、加盟国は市場競争の対象となる公益サービスについては自由に定義できるとされた。しかしながら、この妥協案は、新規加盟国の議員には納得できる内容ではなく、議会内 2 大グループ間の交渉が指令の内容を後退させたとの非難につながった。一方、欧州議会での投票を目前にして、英国およびオランダ、スペイン、チェコ、ハンガリー、ポーランドの 6 カ国の政府は合同で、マクリーヴィ域内市場担当委員に対し、サービス指令の内容について議会からの圧力に屈服しないよう要請した。

2006 年 2 月 14 日から 2 日間にわたる審議の後、同 16 日に、欧州議会は修正案を 394 対 294 (棄権 33) で可決した。審議の行われたストラスブールの欧州議会周辺には、修正指令案に反対する労働組合や団体などが多数詰めかけ、圧力をかけた。EPP-ED と PSE グループが事前合意に至ったこの「妥協案」は、欧州委員会の当初指令案からは大幅に効力が弱められたもので、最も懸案であった「母国法主義」は外され、同条項は「サービス提供の自由」に置き換えられた。これによって、加盟国は他の加盟国のサービス提供者がサービスを提供する権利を尊重するとともに、サービス提供者の当該国内におけるサービス活動へのアクセスや実施を保証することになる。つまり、加盟国政府は、サービス提供者が当該国でサービスを提供する際に拠点を構えることを要請したり、サービス提供のためのインフラを設置することを妨げたりすることはできなくなる。また、サービス提供者は職業団体に登録することを強制されたり、仕事で使う用具について禁止されたりすることもなくなる。これに加えて、加盟国は、自営業者によるサービス提供を制限・妨害するような契約取り決めをサービス提供者と受益者間に適用することも禁じられる。また、適用対象となるサービスの数は、当初指令案より少なくなり、当初指令案で適用対象から除外されていた公益サービスのほか、議会の採択では、住宅供給システムやチャイルドケアなどの社会サービスも除外された。このほか、臨時雇用者の派遣業やセキュリティ・サービス、ギャンブル・宝くじも適用対象から外れた。

(d) 欧州委員会での修正指令案採択

その後、2006 年 4 月 4 日に欧州委員会が採択した修正指令案は、先の欧州議会での修正案に概ね沿ったものとなっており、大きな変更点はなかった。修正指令案の主要なポイントは以下のとおり。

サービス提供の自由

欧州議会における採択では、第 16 条の「母国法主義」の条項が「サービス提供の自由」に変更されたが、欧州委員会の修正案ではさらに「サービス提供の自由」に関してのみが規定され、「母国法主義」は削除された。

適用対象

欧州議会と欧州委員会は、以下の業種をサービス指令の対象として含めることに合意した。

- ・ 市場競争の対象となる公益サービス：一般的には、郵便、水道、電気、廃棄物処理などがこの中に含まれる。加盟国はどのサービスがこれに相当するかを決定することができる。これらは、「サービス提供の自由」は適用されないが、他の加盟国での事業設立に関するルールについては適用される。
- ・ ビジネスサービス：マネジメント・コンサルタント、認証・試験、施設管理（オフィスメンテナンス、セキュリティ含む）、広告、知的財産権に関するサービス、商業エージェントなど
- ・ 企業・消費者向けサービス：不動産、建設、流通、見本市、レンタカー、旅行
- ・ 消費者向けサービス：観光、レジャー、スポーツセンター、アミューズメントパーク

以下に、適用対象から除外するセクターを示す。欧州議会で適用対象から除外すると決定した多くのセクターについて、欧州委員会は同意したものの、欧州議会が適用除外とした「法律サービス」については欧州委員会が再び適用対象に差し戻した。また、「公益サービス」については、欧州議会では、加盟国が定義するものとしたが、欧州委員会は「非経済的公益サービス (non-economic services of general interest)」のみを除外とした。

- ・ 非経済的公益サービス
- ・ ヘルスケアおよび社会サービス（住宅供給システム、チャイルドケア、家族向けサービスなど）
- ・ 金融サービス、電子通信、運輸など他のセクター特有の法規制ですでにカバーされている産業
- ・ AV サービス
- ・ 臨時雇用者派遣業
- ・ セキュリティ・サービス
- ・ ギャンブル・宝くじ
- ・ 公共当局に関する実務（書士など） 税務

従業員配属

また、従業員配属に関する条項(24・25条)は、欧州議会での採択では削除された。これに対し、欧州委員会は、これらの条項を削除することで、加盟国が国境を越えたサービス提供者に対する事務手続き上の障壁を保持してよいというわけではないと強調した。欧州委員会では、既存の「従業員配属指令」とサービス指令との関係を明確化するために、「サービス提供の枠組み内における従業員配属に関するガイダンス」を同日発表した。

(4) 欧州議会・理事会のサービス指令採択までの動き

(a) 政治的合意と理事会共通の立場

その後、競争理事会において、欧州議会第一読会での修正採択および欧州議会での修正を受けて発表された欧州委員会の修正指令案を基にした妥協案の審議が続けられ、2006年5月29日には満場一致で政治的合意に至った。2006年7月24日に正式に採択された理事会共通の立場²⁷は、欧州委員会の修正指令案にわずかな修正が加えられたものの、概ねこれまでの審議による変更・修正事項を踏襲した内容となった。理事会共通の立場で確認された主要事項について以下に示す。

加盟国の労働法および社会保障規則に影響を及ぼさないことを明確化

加盟国の刑法や他のEU法規制との関係を明確化

母国法主義の完全削除

(第一読会の修正採択の時点ですでに削除され、代わりに「サービス提供の自由」という相互承認原則に置き換えられていた。ここでは、母国法主義を削除することが確認された。)

サービス指令の適用対象範囲の明確化：欧州委員会の修正指令案を微調整

<適用対象となるサービス>

- ・ ビジネスサービス：経営コンサルタント、認証・試験、施設管理（オフィスメンテナンス含む）、広告、人材斡旋サービス、その他

²⁷ "Common Position adopted by the Council on 24 July 2006 with a view to the adoption of a Directive of the European Parliament and of the Council on Services in the Internal Market (10003/4/06-C6-0270-/2006-2004/0001(COD))", Council of the European Union
(<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/06/st10/st10003.en06.pdf>)

- ・ 企業・消費者向けサービス：法務・税務アドバイス、不動産、建設、流通、見本市運営、レンタカー、旅行代理店
- ・ 消費者向けサービス：観光（ツアーガイドを含む）、レジャーサービス、スポーツセンター、アミューズメントパーク
- ・ 経済的公益サービス（SGEI）：指令の対象となり、他の加盟国によるサービス事業設立の自由の条項は適用されるが、サービス提供の自由の条項は適用除外となる。加盟国は何を経済的公益サービスとするか、またこれらのサービスの組織や財源がどのように行われるべきかを決定することができる。

<適用除外となるサービス>

- ・ 非経済的公益サービス
- ・ 金融サービス、
- ・ 電子通信サービスおよびネットワークや関連する施設・サービス
- ・ 運輸サービス、運輸関連サービス（港湾サービスを含む）
- ・ 臨時雇用者派遣サービス
- ・ 共通の立場で規定したヘルスケアサービス
- ・ AV サービス（生産・配給・放映などの映画撮影サービスを含む）、ラジオ放送
- ・ ギャンブル行為：金銭価値のある賭けを伴う投機的なゲーム（宝くじ、カジノ、賭博取引を含む）
- ・ 欧州共同体（EC）設立条約第 45 条で規定された公共当局の実務
- ・ 共通の立場で規定した社会サービス
- ・ 法律で任命された公証人・執行吏によるサービス
- ・ 税務

サービス提供者に課す要件のモニタリングプロセスの導入

他の加盟国や企業が、サービス提供者に課される国内での要件に関する知識を得られるよう規定に新たに加えられた。これらの要件は、非差別・必要性・均衡といった基準に見合うとともに、公共政策や公共安全性、公共衛生、環境保護などの点で正当化できるものであることが要求される。

見直し条項

欧州委員会は、指令発効後 5 年以内、その後は 3 年ごとに同指令の適用に関する包括的な報告書を欧州議会および理事会に提出する。

同共通の立場は欧州議会第二読会に送られ、議会がこれを承認すれば、サービス指令は共通の立場の条文に従い採択される。

(b) 欧州議会第二読会およびEU理事会での採択

採択された上記の理事会共通の立場に関し、2006年9月13日に行われたIMCO委員会でレポーターのゲブハルト氏はいくつかの修正を施した報告書案を発表した。これらの修正事項に関し、ゲブハルト氏は「テクニカルなもの」とであると主張したが、中には指令の適用範囲²⁸や消費者保護といったこれまでの議会内交渉で議論となった主軸も含まれていたことから、非難の対象となった。EU理事会（閣僚理事会）議長国フィンランドの代表は、これらの修正内容が理事会共通の立場による妥協案の核心に触れるものであるとし、受け入れ難いとの意を評した。EPP-EDおよびALDEの議員らは、これらの修正事項が非常に政治的であると見て、これまでのEPP-EDとPES間での妥協策を脅かすことになるほか、理事会で否決される可能性があるとして意義を唱えた。

第二読会に先立ち10月4、5日および9、10日に行われたIMCO委員会では、修正事項についてさらなる審議が進められ、同23日の委員会内投票においてゲブハルト氏による提案も含む43の修正事項はすべて否決され、理事会共通の立場は修正なく承認された。2006年11月14日の第二読会では、EPP-DEおよびPSE、ALDEの三大政党による支持により、405票対105票（棄権12票）で可決され、共通の立場は3ヵ所のわずかな修正のみが加えられほぼそのままの形で採択された。採択された修正内容については、欧州委員会も受け入れた。

2006年12月12日には、運輸・通信・エネルギー担当理事会でサービス指令は特定多数決により可決され、最終的に承認された。同指令は2006年12月27日付官報に掲載され、翌28日より発効した。加盟国は、2009年12月28日までに同指令を国内法化することが義務付けられる。

²⁸ 共通の立場では「非経済的公益サービス」を適用除外としたが、同報告書案の修正では「すべての公益サービス」を適用除外とするに修正された。

3. サービス指令の内容

(1) サービス指令の目的

サービス指令は、サービス提供者の事業設立の自由化および加盟国間でのサービスの自由移動に対する障害を除去するための法的枠組みを提供し、サービス提供者とサービス受益者の双方に対して、サービスの自由移動が法的に確立された環境を創り出すことを目指している。以下に、サービス指令の4つの主要な目的を示す。

1) EUにおける経済成長と雇用の基盤を改善する

サービス指令はリスボン戦略で着手した経済改革の一環である。サービスはEU経済の大半を占めており、サービス市場に競争があることはEUの経済成長に不可欠である。現時点では依然として域内市場に障壁があり、これがサービス企業、特に中小企業にとって、域内国境を越えて事業を拡大し、域内市場の恩恵を完全に受けることは容易でない状況にある。このことはまた、EUのサービス提供者の国際競争力を阻んでいるだけでなく、ますます質の高いサービスに依存しつつある製造業にも障害をもたらしている。また、EUを投資先としてより魅力のない場所としてしまっている。

2) サービス活動の発展を阻害している法的障壁・手続き上の障壁を取り除くことにより、サービス分野で真の域内市場を構築する

こういった障壁は、ある加盟国のサービス提供者が他の加盟国で事業を確立しようとする時と、自国から他の加盟国にサービスを提供しようとする時の両方の場合に生じている(例えば一時的に他の加盟国に移動する場合など)。サービス指令では、EC(欧州共同体)設立条約で掲げられている、事業確立の自由とサービスを提供する自由という2つの基本的な権利を行使しやすいうようにし、サービス提供者に法的な確実性を提供しようとするものである。

3) サービス利用者としての消費者の権利を強化する

法的障壁と手続き上の障壁があり、他の加盟国からのサービスに関する情報と信用・信頼性が欠如しているために、国境を越えたサービスに対する消費者の需要は満たされていない。サービス指令では、加盟国への国境を越えたサービスの利用に対する制限の禁止、非差別原則の適用、透明性の向上とサービス提供者からの情報の要求を通して、これらの問題に取り組んでいる。

4) 加盟国間での効果的な行政協力について法的拘束力のある義務を設定

域内市場が効果的に機能するために、行政協力は不可欠である。加盟国の規制当局は

他の加盟国の法的枠組みや監督に対してほとんど知識がなく、そのために信頼できないのが現実である。このことは、国境を越えた活動に対して二重の規制や統制につながったり、当局の監督を回避したり国内法の裏をかいたりする悪徳業者に濫用される結果となっており、サービス利用者へのリスクとなっている。サービス指令では、効果的に作用する電子的な情報システムを土台にした、加盟国間の情報交換と相互援助を法的に義務付けている。このシステムでは加盟国当局は、他の加盟国の担当者を容易に特定し、コミュニケーションを行うことができる。

(2) サービス指令の適用範囲

欧州委員会のサービス指令案は当初、判例によって域内における企業活動を実質的に規定するルールの策定を行っている欧州裁判所および産業界からの見解を考慮して作成された。また、EC 設立条約の第 50 条に定義された「サービス (Services)」に該当する経済活動を適用対象としていたが、当初指令案の発表後、第 2 条に規定されている指令適用対象分野について多方面から様々な意見が出された。これを受け、欧州議会が行った大幅な追加を欧州委員会も大筋では受け入れるなどの動きを経て、最終的には図 10 のように決定された。なお、第 2 条では、EU 加盟国に事業を確立しているサービス提供者が提供するサービスを指令の対象とするとしており、EU 加盟国に事業所を持たない第三国のサービス提供者が提供するサービスについては指令の適用範囲にはならないことになる。

サービス指令の第 2 条では、以下の分野を適用対象外としている。

1) 非経済的公益サービス

国や公共機関が一般公衆に対する義務を遂行する目的で提供する行政や義務教育などの「非経済的公益サービス (Non-Economic Services of General Interest)」には適用されない。「公益サービス」には、このような経済利益を目的としない非経済的公益サービスのほか、経済利益を目的とし市場競争の対象となる「経済的公益サービス (SGEI/Services of General Economic Interest)」もあり、後者はサービス指令の対象となる。一般に SGEI には、ヘルスケア、社会 (福祉) サービス、郵便、電気、ガス、水道などが含まれる。このうちガスや電気、郵便 (速達便など) については非独占化が進んでおり、同指令では他の加盟国からのサービス提供者の事業設立を促進することを狙っている。ただし、ヘルスケアと社会 (福祉) サービスについては、サービス指令では適用対象外となっている。

一方、市場競争の対象となる経済的公益サービス（SGEI）のうち、水道や郵便については依然として市場が独占されている加盟国もあるが、同指令第1条では、このような開かれていない市場を開放するよう加盟国に強制するものではないことを強調している。また、市場が開かれている分野についても、サービス指令により、加盟国がサービスの質や有効性、サービス実施に関する規制や消費者および利用者の権利を保護する規制を維持することを妨げられることはない。

2) 金融サービス

すでに他の指令による規制があるため、指令の適用除外としている。ここに含まれるのは、銀行、クレジット、保険・再保険、職域・個人年金、証券、投資ファンド、支払い、投資アドバイスなど²⁹。

3) 電子通信サービス・ネットワーク

すでに他の指令による規制³⁰があるため、指令適用除外としている。

4) 運輸・運輸関連サービスおよび港湾サービス

すでに他の指令による規制があるため、指令適用除外としている。タクシーや救急車もここでいう運輸サービスに含まれる。

5) 臨時雇用者の派遣サービス

6) ヘルスケアサービス

欧州議会による欧州委員会の指令案への修正では、ヘルスケアサービスを適用除外とし、欧州委員会もこれを受け入れており、その後も支持され最終的に採択された。ここでいうヘルスケアサービスとは、規制下にある医療専門家が患者に対して健康状態を評価・維持・回復するためのヘルスケアサービスおよび医薬品サービスを指している。また、欧州委員会の修正指令案では、このようなサービスが提供される場が医療施設かどうかや、サービス提供のための組織・財源、サービス提供者が公的機関か民間機関かに関らず、すべて適用対象外とすることとしている。

7) オーディオ・ビジュアル（AV）サービス

「国境のないテレビ指令」ですでにカバーされているため、サービス指令による影響は受けない。

8) ギャンブル行為

²⁹ クレジット機関業務の開始・実施に関する指令 2000/12/EC（2000年5月26日付EU官報L126に掲載、改正指令 2004/69/ECは2004年4月28日付EU官報L125に掲載）の付則 に掲載されているサービスを含む。

³⁰ 指令 2002/19/EC、2002/20/EC、2002/21/EC、2002/22/EC（以上すべて2002年4月24日付EU官報L108に掲載）、2002/58/EC（2002年7月31日付EU官報L201に掲載）

加盟国で公共政策と消費者保護の実施状況が異なることから、対象外とする。金銭価値のある賭けを伴う投機的なゲームで宝くじ、カジノでのギャンブル、賭博取引などを含む。

9) 公共機関の義務に関連した活動

10) 社会（福祉）サービス

欧州議会は、社会福祉の目的を追求するためのサービスは指令の影響を受けないとし、社会住宅サービス、児童福祉、家庭福祉サービスおよびニーズのある人々に関連するサービスなどの社会サービスを指令の適用対象外にした。

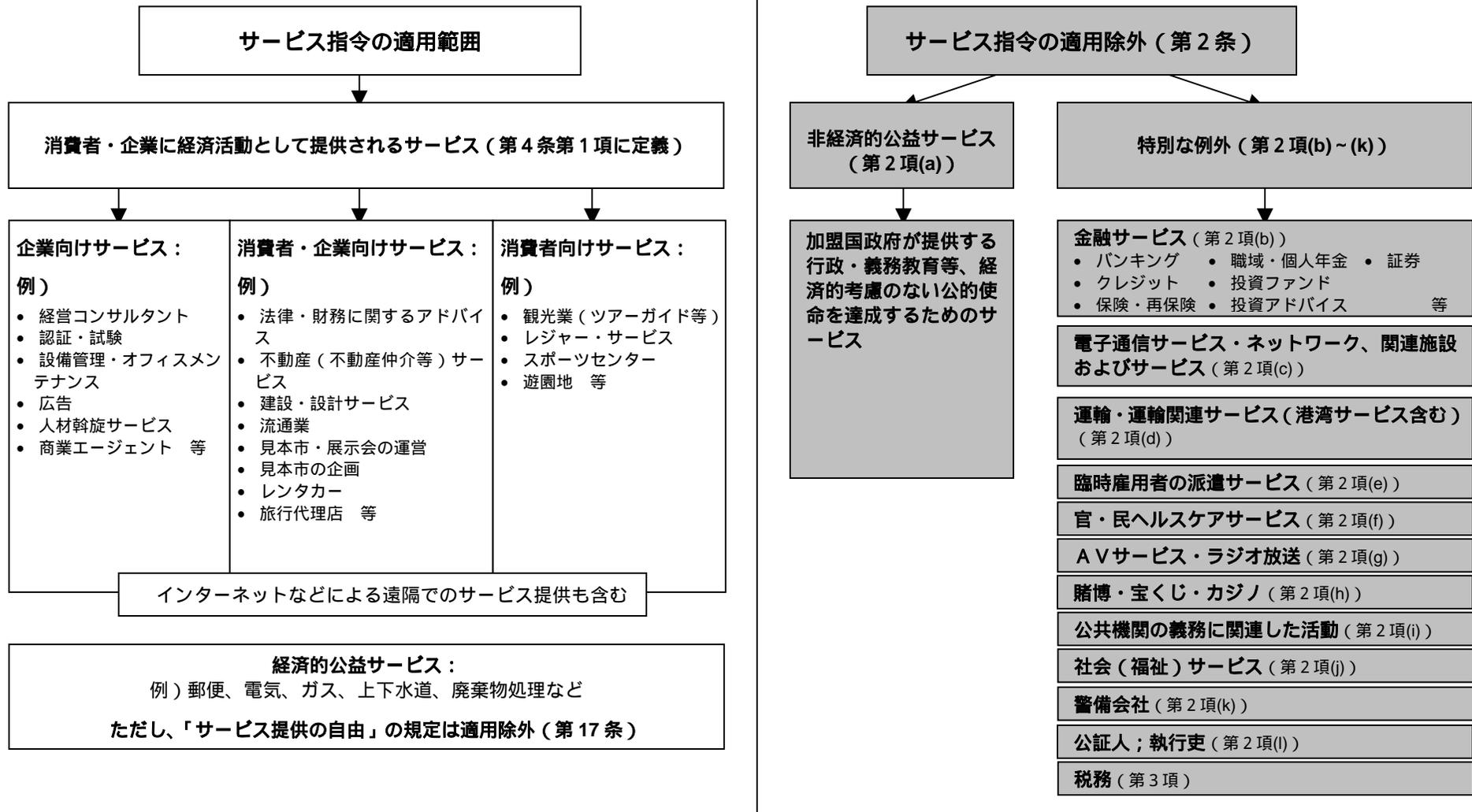
11) 警備会社

12) 法律で指名された公証人や執行吏。

13) 税務分野

以下に、サービス指令の適用範囲を対象業種の例を加えて図に示す。

図 10： サービス指令の適用範囲



出所： 2006年12月12日付サービス指令、欧州議会プレスリリースを基に作成

(3) サービス指令の概要

(a) サービス指令の構成

サービス指令は、一般規定、管理の簡素化、サービス提供者の事業所設立の自由、サービスの自由移動、サービスの質、行政協力、収れんプログラム、最終規定の全 8 章、46 条で構成されている。以下に、サービス指令（「域内市場におけるサービスに関する 2006 年 12 月 12 日付欧州議会理事会指令 2006/123/EC」）の構成を示す。

第 章：一般規定

第 1 条	主題
第 2 条	適用範囲
第 3 条	EU 法の他の規定との関係
第 4 条	用語の定義

第 章：管理の簡素化

第 5 条	手続きの簡素化
第 6 条	窓口の一元化
第 7 条	情報を得る権利
第 8 条	電子的な手続き

第 章：サービス提供者の事業設立の自由

第 1 部	認可
第 9 条	認可制度
第 10 条	認可の条件
第 11 条	認可期間
第 12 条	認可申請者の選抜
第 13 条	認可手続き
第 2 部	禁止された義務・評価が必要な義務
第 14 条	禁止された義務
第 15 条	評価を受けるための規定

第 章：サービスの自由移動

第 1 部	サービスを提供する自由と関連する適用除外
第 16 条	サービスを提供する自由
第 17 条	サービスを提供する自由の追加的な適用除外
第 18 条	ケースバイケースの適用除外

第 2 部 サービス受益者の権利

- 第 19 条 禁止された制限
- 第 20 条 非差別
- 第 21 条 受益者の支援

第 章：サービスの質

- 第 22 条 サービス提供者とそのサービスに関する情報
- 第 23 条 職業賠償責任保険と保証
削除（アフターセールスの保証）
- 第 24 条 規制職種の商業目的の広告
- 第 25 条 複数分野にわたる活動
- 第 26 条 サービスの質に関する方針
- 第 27 条 紛争解決

第 章：行政協力

- 第 28 条 相互援助 加盟国間の一般義務
- 第 29 条 相互援助 設立元国の一般義務
- 第 30 条 サービス提供者の他加盟国への一時的移動の際の設立元国による監督
- 第 31 条 サービス提供者の一時的移動の際のサービス提供先国による監督
- 第 32 条 警告メカニズム
- 第 33 条 サービス提供者の良い評判に関する情報
- 第 34 条 付随措置
- 第 35 条 ケースバイケースの適用除外の際の相互援助
- 第 36 条 導入措置

第 章：収れんプログラム

- 第 37 条 EU レベルの行動規範
- 第 38 条 さらなる調和
- 第 39 条 相互評価
- 第 40 条 委員会手続き
- 第 41 条 見直しに関する条項
- 第 42 条 指令 1998/27/EC の修正点
- 第 43 条 個人情報保護

第 章：最終規定（第 44 条～第 46 条）

(b) サービス指令の主要条項のポイントと現状の問題点

以下には、2006年12月12日付サービス指令の主要条項の概要および、これらの条項が取り入れられる理由となった現状の問題点を欧州委員会資料³¹に基づき示す。加盟国はサービス指令を、指令発効後3年以内に国内法に整備することが求められている。

第 章 (一般規定)

【概説】

一般規定では、指令の適用範囲や他の EU 法との関係、用語の定義が行われている。EU のその他の法律とサービス指令の規定が矛盾する場合、既存の EU 法が優先されるほか、サービス指令は契約や契約で定められない義務に対して適用される法律などの国際私法（民法、商法など）に影響を及ぼさないため、消費者は自国の消費者保護法によって保護される。

第 1 条「主題」

サービス指令は、サービスの質を維持しつつ、サービス提供者が事業を確立する自由とサービスの自由な移動を容易にするための規定を定めたものであるが、ここでは主に、サービス指令の位置付けについて、以下の点が明記されている。

- (a) 経済的公益サービス (SGEI) の自由化を扱うものではない。
- (b) EU 競争法でカバーされる独占分野や国家補助金の撤廃を扱うものではない。
- (c) 加盟国が、(EU 法に則り) 自国で何を経済的公益サービス (SGEI) とするか、また、これらのサービスの組織・財源はどのように行われるべきかを定義する自由に影響を及ぼすものではない。
- (d) 文化的・言語的多様性やメディアの多元的共存の保護・促進のための EU レベルや

³¹ "Background documentation from the European Commission (CM 6/2004): Practical Examples of how the Services Directive will Make a Difference: The Situation Before and After", European Commission (EUROPEAN PARLIAMENT COMMITTEE ON THE INTERNAL MARKET AND CONSUMER PROTECTION, Notice to members N° 6/2004) (2004 年の当初指令案採択時に発表された資料)

(http://www.europarl.eu.int/comparl/imco/services_directive/background3_cm6_en.pdf) および

"Practical Examples of the benefits of the Commission's amended proposal for Services Directive", European Commission (04.04.2006)

(http://europa.eu.int/comm/internal_market/services/docs/services-dir/guides/practical_examples_en.pdf)

国家レベルでの措置に影響を及ぼすものではない。

(e) 加盟国の刑法に影響を及ぼすものではない。

(f) 雇用条件や雇用契約など、国内の雇用法と社会保障に関する国内法に対して影響を及ぼすものではない。

(g) 加盟国および EU 法が認知している基本的人権の行使に影響を与えるものではない。

第 2 条「適用範囲」

適用範囲および適用対象外の分野に関する詳細は、前項「サービス指令の適用範囲」に説明したとおりである。

第 3 条「他の EU 法との関係」

サービス指令の規定が、特定分野のサービス活動へのアクセスやサービス実施の特定の側面を規制している他の EU 法の規定と矛盾する場合、他の EU 法の規定が優先される。これには以下のものが挙げられている。

(a) サービス提供の枠組みにおける従業員配属に関する指令 96/71/EC³² (従業員配属指令)

(b) 共同体内で移動する被雇用者、自営業者、およびこれらの家族に対する社会保障制度の適用に関する理事会規則 (EEC) No 1408/71³³およびその改正³⁴

(c) テレビ放送活動の遂行に関する指令 89/552/EEC³⁵ (国境のないテレビ指令)

(d) 職業資格の認知に関する指令 2005/36/EC³⁶

また、加盟国の消費者保護規定を含む、契約または契約で定められない義務に対して適用される法律などの国際私法には影響を及ぼさない。

第 4 条「用語の定義」

³² 1997 年 1 月 21 日付 EU 官報 L18 に掲載。

³³ 1971 年 5 月 7 日付 EU 官報 L149 に掲載。

³⁴ 最終の改正は、規則 (EC) 647/2005 (2005 年 4 月 5 日付 EU 官報 L117 に掲載)。

³⁵ 1989 年 10 月 17 日付 EU 官報 L298 掲載 (最終の改正は 1997 年 7 月 30 日付 EU 官報 L202 に掲載の指令 97/36/EC)。

³⁶ 2005 年 9 月 30 日付 EU 官報 L255 掲載

特に重要な用語の定義は以下のとおりである。

- * 「サービス」・・・あらゆる自営業による経済活動であり、通常は報酬を提供されるもの。
- * 「事業設立 (Establishment)」・・・サービス提供者が、無期限に、サービス提供の事業が実際に遂行される恒久的なインフラストラクチャーを通して経済活動を実際に追及すること。
- * 「公共の利害に関連する優先的事由」・・・欧州司法裁判所の判例で認知された事由を指しており、以下のような理由を含んでいる。
 - 公共政策
 - 公共の治安
 - 公共の安全
 - 公共の衛生
 - 社会保障制度の財政的均衡の維持
 - 消費者・サービス受益者・労働者の保護
 - 商取引の公正さ
 - 不正の撲滅
 - 環境・都市環境の保護
 - 動物の健康
 - 知的財産
 - 国家の歴史的・芸術的遺産
 - 社会政策の目標
 - 文化政策の目標

第 章 （ 管理の手続き ）

【 概説 】

同指令は、行政手続きの大幅な簡素化と国家規制の近代化を要求しており、必要書類の数を制限するとともに、電子的な手続きの設置によって過度の文書業務を削減することを 1 つの目的としている。また、企業は単一窓口を通して、他の加盟国で事業設立をするため

に必要な情報をすべて入手し、正規の手続きを行うことが可能となる。これによって、企業は多くの異なる担当当局に逐一对処する必要がなくなる。また、国家当局は問い合わせや許認可の申請に対して可能な限り最短の期間で対応することが要求される。

第 5 条「手続きの簡素化」

加盟国は、サービス活動へのアクセスとサービス活動の実施に適用される自国の手続きを検証し、必要な場合はこれを簡素化しなければならない。欧州委員会は、サービス提供者に必要な証明書に相当するような EU 共通様式の用紙を規定の手続きに則り導入することができる。加盟国がサービス提供者ないしサービス受益者にある要件が満たされていることを証明するための証明書等の文書を要求する場合、加盟国は他の加盟国からの文書であっても同等の目的を果たすものであれば、これを受け入れなければならない。ただし、以下の指令に言及されている文書は除く。

- 職業資格の認知に関する指令 2005/36/EC³⁷（第 7 条（2）、第 50 条）
- 公共（工事・物資供給・行政サービス）調達契約付与の手続き調整に関する指令 2004/18/EC³⁸（第 45 条（3）、第 46 条、第 49 条、第 50 条）
- 資格取得国以外で恒久的に弁護士が実務を行いやすくするための指令 98/5/EC³⁹（第 3 条（2））
- 特定種の企業の情報開示要件に関する指令 68/151/EEC⁴⁰
- 他の EU 加盟国の法により管理される特定種の企業によって開設される支店の情報開示要件に関する第 11 次指令 89/666/EEC⁴¹

また、加盟国各当局は、他の加盟国からのこれらの文書に関し、原本、証明済みの写しまたは翻訳での書類の提出を求めることはできなくなる。（他の EU 法で規定されている場合と公共の利害に関連する優先的事由によって正当化される場合を除く）

現状の問題点

中小企業を中心とするサービス提供者から、必要な許可の取得や他の事務的作業の大幅な

³⁷ 2005 年 9 月 30 日付 EU 官報 L255 に掲載。

³⁸ 2004 年 4 月 30 日付 EU 官報 L134 に掲載。

³⁹ 1998 年 3 月 14 日付 EU 官報 L77 に掲載。

⁴⁰ 1968 年 3 月 14 日付 EU 官報 L65 に掲載。

⁴¹ 1989 年 12 月 30 日付 EU 官報 L395 に掲載。

遅れにより契約獲得がならず、結局、断念を余儀なくされた、との報告が多数寄せられている。特にこうした遅れは、企業が拠点を置く加盟国に存在しない書類の提出を他の加盟国が要求し、それに相当する書類を当局が受け入れるとの保証のないまま交渉が長期化することにより引き起こされている。これは、例えば一部の加盟国では、サービス提供者は特定の形式による国籍または居住証明書（身分証明書やパスポートでは不十分とみなされている）や支払い能力の証明書、納税義務または一般責任などを記載した特定の文書の提出を強いられている。また、企業は証明済みの写しや翻訳を組織的に要求される結果、コストや遅れが生じているとの苦情を訴えている。

第6条「窓口の一元化」

加盟国は、サービス提供者が多数の異なる機関に連絡する必要がないよう、サービス業務実施に必要なすべての手続きを単一の窓口を通じて完了できるようにしなければならない。

現状の問題点

サービス提供者は加盟他国での事業設立の際、複雑な手続きを強いられることが多い。主な問題として、膨大な数の機関が存在し、それらが時には国家、地方、地域レベルで運営されており、手続きや書類がそれぞれに異なることである。多数の異なる機関から必要な許可を得るための煩雑な手続きに憤激し、最終的に事業設立を断念したあるサービス提供者は、「私は免許のハンターでも収集家でもない」と述べている。

第7条「情報入手の権利」

加盟国はまた、サービス提供者およびサービス受益者が以下の情報に容易にアクセスできるようにしなければならない。（第6条と合わせ、単一の窓口で入手できるようにする。）

- (a) サービスへのアクセスおよびサービス提供に当たり求められる手続き要件に関する情報
- (b) サービス提供に当たり求められる手続き先などの所管当局の連絡先
- (c) サービス提供者とサービスの公的登録簿やデータベースへのアクセスの手段とアクセス条件
- (d) 所管当局、サービス提供者、サービス受益者間に紛争が生じた場合に一般に利用可能な解決手段

(e)所管当局以外に、サービスの提供者および受益者が実践的な援助を受けられる業界団体や関連組織の連絡先

(a)に関し、加盟国は、サービス提供者および受益者が、分かりやすく実用的な情報(順を追って説明したガイドなどを含む)を入手できるようにしなければならない。また、加盟国と欧州委員会は、単一窓口で他の言語によるこれらの情報が入手可能となるよう促進するための付随措置を講じなければならない。

現状の問題点

サービス提供者は他の加盟国でサービス業務を開始するに当たり、どのような法的・事務的手続きが必要か、また、どのような手続きを踏む必要があるかを確認するという大きな困難に直面するとともに、高いコスト負担を強いられている。あるサービス業協会によると、1加盟国において事業を設立する際、必要な法律および規制関連のアドバイスにかかる直接費用は8万~16万ユーロとも試算されている。

第8条「電子的な手続き」

加盟国には、サービス活動へのアクセスやサービス提供の実施に必要なすべての手続きが、所管当局と離れた場所からでもオンラインで完了できるようにする義務が課される。

現状の問題点

電子的手段による管理に関しては、一部の加盟国でサービス提供者が一部の手続きを「オンライン」で完了できるようにする動きが出ているものの、依然として大半の手続きがオンラインで行えない状況にある。特に事業設立予定の加盟国から距離的にかなり離れた国に拠点を置くサービス提供者は、必要な手続きを完了するために関係機関に何度も足を運ぶこともあり、多大な時間と費用を費やしている。第8条により、サービス提供者の手続きは簡素化され、複数の訪問にかかる時間とコストが事前に回避されることが期待される。

第 章 (サービス提供者の事業設立の自由)

【概説】

サービス提供者による他の加盟国でのサービス事業設立を容易にするため、同指令のもと、加盟各国政府は、他の加盟国のサービス提供者が自国内での事業設立を妨げる多くの不必要な障害を除去しなければならない。このため、加盟国は、自国で事業を設立しようとする他の加盟国のサービス提供者に対して、国籍や事業登記場所などに基づく差別的な要件を強要することはできなくなる。また、加盟国は「経済ニーズテスト」(サービス提供者の新規市場参入に際し、既存のサービスの件数やそれらに及ぼす影響、人口密度、地理的な広がり、交通網への影響、新規雇用創出数などの基準を基に、既存市場の受容能力を示す調査のこと)を実施することは禁止される。この「経済ニーズテスト」の廃止によって、経費が大幅に節減されるとともに、他の加盟国での事業設立認可の申請における確実性も高まる。このほか、加盟国は複雑で時間やコストのかかる許認可手続きを廃止し、存続する手続きに関しても、客観的な評価基準に基づく必要があり、あらかじめ通知しなければならない。

さらに同指令は、加盟国に対し、国籍による規制のようなサービス取引上明らかに不当な障壁を即座に取り除くことを要求するとともに、加盟国の規制に対し、EU 法との互換性を確認するためのスクリーニングの実施を要求している。これはサービス提供者にとって有利となり、市場へのアクセスが容易となる。

【第1部 認可】

第9条「認可制度」

以下の条件を満たしていない限り、加盟国はサービス活動へのアクセスを認可制度の対象とすることができない。

- (a) 認可制度が当該のサービス提供者を差別するものでないこと
- (b) 認可制度の必要性が、公共の利害に関連する優先的事由により正当化されるものである場合
- (c) より制限の緩い措置では、特に事後検査では効果をもたらすのに遅すぎるため、追求する目標が得られない場合

現状の問題点

一部の加盟国では、当該地で事業開始を目指すサービス提供者から、個別の認可や免許が必要な経済活動があまりにも多すぎて、新規事業設立以前に複雑な問題や遅れが生じている、との苦情が出されている。

第10条「認可の条件」

認可制度は、以下のような明確で透明性があり、客観的かつ非差別的な、また所管当局の恣意的な取り扱いを排除するような許認可基準に基づくことが義務付けられる。

- (a) 非差別的であること
- (b) 公共の利害に関連する優先的事由により正当化されるものであること
- (c) 公共の利害の目的に釣り合いが取れていること
- (d) 明確かつ曖昧でないこと
- (e) 客観的であること
- (f) 基準は事前に公表されること
- (g) 透明性がありアクセス可能であること

また、新たな事業者設立のための認可条件は、サービス提供者がすでに他の加盟国ないし同じ加盟国内で課されている要件や規制と同等ないし本質的に同等のものである場合、これと重複しないものでなければならない。また、認可を受けることによって、サービス提供者が、当該国内全域でサービス活動を行えるものでなければならないが、これには代理店や子会社、支店、事務所などの設置を含むものとする。ただし、事業所ごとの認可や特定地域に対する認可制限を要求することが、公共の利害に関する優先的事由により正当化される場合を除く。

現状の問題点

サービス提供者は、管轄機関がしばしば大きな自由裁量権を持ち、認可の可否に用いられる規準が不明確であるとの不満を訴えている。そのために認可当局との長くてコストの掛かる交渉に繋がることもあるという。例えば、ある企業は1加盟国での1件の承認に必要な各申請の交渉にそれぞれ6ヵ月を費やし、内部スタッフの費用と外部の法律関連手数料は平均6万5,000ユーロにのぼったと報告している。放棄所得は数100万ユーロにのぼると推定され、同社は加盟国の公共機関との交渉のための常設業拡チーム設置を余儀なくさ

れた。

自由裁量権はまた、他の加盟国への企業進出の障害となり、隠れた差別を生んでいる。一部の加盟国では管轄機関が法律に規定されていない新しい条件や義務をしばしば創り出している、と業者らは苦情を述べている。例えば、ある加盟国のある認可機関がすでに別の加盟国で長年にわたり営業している有限会社について、その株式資本が事業を推進するに不十分とみなし、その会社は営業認可に先立って株主およびその配偶者から将来の負債に関する個人的保証を得るよう求められた。この会社は結局、その加盟国への進出を断念した。

第 11 条「認可期間」

サービス提供者に対する認可は期間を限定したものであってはならない。ただし以下の場合を除く。

- (a) 認可が自動的に更新される場合、または継続した要件の遂行を前提としている場合
- (b) 公共の利害に関する優先的事由により発行可能な認可の数が限定されている場合
- (c) 限定された認可期間が公共の利害に関する優先的事由により正当化され得る場合

第 13 条「認可手続き」

認可手続きは、明確で事前に公表されるものとし、複雑でなくかつアクセスが容易なものでなければならない。また、申請料金は手続きのコストに対して釣り合いがとれた妥当性のあるものでなければならない。加盟国の諸機関は認可手続きの期間を短縮し、事前に通知され遵守されるべき妥当な期限を設定する義務が課される。規定の期間内に返答がない場合は、特に規定され法的に正当化されている場合を除き、認可されたとみなされる。

現状の問題点

サービス提供者は、認可手続きの期間やそれが予測し難い点に不満を抱いており、必要なすべての免許や許可の取得に何ヵ月、あるいは何年も費やすことがある。また、サービス提供者が遭遇するもう 1 つの問題は、当該機関からの連絡がない場合、それが法的に何を意味するかが明確でないことにある。沈黙が拒否を意味するのか認可を意味するのか、また全く意味がないかが国家、地方、地域レベルの管轄当局の間でまちまちなことが多い。

【第2部 禁止された義務・評価が必要な義務】

第14条「禁止された義務」

加盟国は、国内でのサービス活動へのアクセスに対して、以下の要件に準拠することを条件とすることはできない。

- (1) 直接的・間接的にサービス提供者の国籍を根拠とする差別的な要件や、企業の場合登記事務所の所在地を根拠とする差別的な要件。
- (2) 1つ以上の加盟国に事業所を設立することを禁止したり、1つ以上の加盟国で職業団体・協会等に登録・加入したりすることを禁止すること。
- (3) サービス提供者が主要な事業所と二次的な事業所を選択する自由を制限すること。
特に、サービス提供者が主要な事業所を国内に置くことを義務付けたり、サービス提供者に代理店、支店、子会社といった事業の形態を選択する自由を制限したりすること。
- (4) サービス提供者がすでに事業を有している加盟国との互恵的条件（EU法で規定されているエネルギー分野での互恵的条件を除く）。
- (5) 経済テスト（経済ニーズや市場の需要、当該サービス活動の経済効果の測定・予測、当局が設定した経済計画の目標に関する当該活動の適切性評価）の存在証明を認可に対してケースバイケースで適用すること。
- (6) 認可付与や当局のその他の意思決定に、競合する事業者を直接的・間接的に関与させること。ただし、職業団体・協会や当局の代理任務を負うその他の機関は除く。
- (7) 国内で事業を確立しているサービス提供者・機関から、財政保証を提供させたり、保険に加入させたりする義務。
- (8) 国内にある登記に一定期間、事前に登録しているという義務や、国内で過去に一定期間、事業活動を行っているという義務。

現状の問題点

新規事業設立に関していくつかの制限があるが、欧州司法裁判所の判例に照らせば正当化されないものがある。例えば、加盟国がサービス提供者に対し、営業許可取得のために「経済ニーズテスト」の基準を満たすことを義務付けている場合がある。許可申請者はそれに合格するために、市場参入によって現地の競争が阻害されないことを証明するための詳細

な市場調査に費用を費やすことになる。これは大きな負担となり、コストもかさむほか、独断的で予測不可能かつ差別的な決断が行われやすい状況を生む。

ある調査によると、外部のコンサルタントを雇用し社内の調整担当スタッフを使っでの市場調査実施費用は、加盟各国によるテストの複雑さの度合いにもよるが、16万5,000～47万5,000ユーロに上るといふ。EU全域にまたがる22件の許可申請に必要な「経済ニーズテスト」の報告書作成費用は合計590万ユーロとなった。

また、免許取得のために財務保証書の提出を義務付けられている旅行代理店、不動産仲介業者、人材派遣会社などのサービス提供者は、当該国において確立された金融機関からの保証書の提出をしばしば求められる。欧州司法裁判所の明確な判例法に反して、事業者の本国の金融機関が作成した保証書は受け入れられておらず、不要な手続きや遅れを生じさせている。

第15条「評価を受けるための規定」

加盟国は、自国の法制度が非差別的なものであるか、公共の利害に関する優先的事由によって正当化されるか、また均衡の取れたものであるかを審査するためのスクリーニングが必要となる。不要な制限は除去されなければならない。

加盟国は、自国の法制度が、サービス活動へのアクセスを以下のような要件に準拠させるようなものでないかどうかを検証することを求められている。

- (a) 量的ないし地理的な制限。特に人口に沿って固定された制限や、サービス提供者間の地理的距離に最低距離を設定するような形態のもの。
- (b) サービス提供者が特定の事業の法的形態を取る義務。
- (c) 企業の株式所有に関する要件。
- (d) 当該サービスの特質から、特定のサービス提供者に当該サービス活動へのアクセスを留保するような要件（職業資格の認知に関する指令2005/36/EC⁴²やその他のEU法でカバーされている事項に関するものを除く）。
- (e) 1カ国に1つ以上の事業所を有することの禁止。

⁴² 2005年9月30日付EU官報L255に掲載。

- (f) 従業員数に最低人数を設定する要件。
- (g) サービス提供者が準拠しなければならない最低・最高料金の設定。
- (h) サービス提供者がその他の特定のサービスを抱き合わせて提供する義務。

加盟国は、以上のような要件が、次のような条件を満たしていることを確認しなければならない。

- (a) 非差別的：要件は、サービス提供者の国籍や企業の登記事務所の所在地によって直接的・間接的に差別的なものであってはならない。
- (b) 必要性：要件は公共の利害に関する優先的事由によって正当化できるものでなければならない。
- (c) 均衡：要件は、追求する目的を達成するのに適したものでなければならない。また、その目的を達成するのに必要以上なものであってはならない。さらに、要件は、同じ目的を達成できる、より制限の緩い措置と置き換えられるものであってはならない。

なお、以上の規定は、このような規定がパフォーマンスを損なわない限り、経済的公益サービス（SGEI）の分野に適用される。

加盟国は、2006年12月28日以降、要件に関する条件（上記3段落目（a）～（c））を満たしている場合を除いて、制限や義務（同2段落目（a）～（h））を新たに要件として導入することは禁止される。導入する場合には、当該の要件を規定した法規制および導入する理由を欧州委員会に通知する義務が課される。欧州委員会は、同通知の受理後3ヵ月以内に、当該の要件のEU法との互換性に関し検査を行い、必要に応じて加盟国に対して同法規制の採択の抑制や廃止を要求することができる。

現状の問題点

加盟国におけるサービス提供者の事業設立の自由には、さらなる制限がある。その1つは量的な制限で、人口あるいは店舗間の地理的距離などを基準にしたサービス設立の制限である。これは一部の業務（全国的に均質のサービスが確実に供給される必要のあるヘルスケア関連業務など）について正当化される場合もあるが、そうした理由のない他の分野については正当化されない。

また、一部の加盟国では、特定のサービス業務について最低料金が固定されている。これは、高いコスト効率で営業しているサービス提供者が他の加盟国市場への参入のための競争手段として低料金を用いることを阻むものである。ヘルスケア分野では国の医療制度の財政的均衡を保つ必要があるなどでこうした制限が正当化できるケースも見られるが、欧州委員会ではその他の分野については正当化は難しいという見解を示している。

(ただし、採択されたサービス指令ではヘルスケア分野は適用対象外であるため、ここでのヘルスケアについての記述はあくまでも不要な制限の例外を示すためであることに留意されたい)

第 章「サービスの自由移動」

【概説】

同指令は、すでに一加盟国に拠点を置くサービス提供者が他の加盟国で事業を設立することを容易にするだけでなく、他加盟国において事業所を設立することなく自国の拠点から国境を越えたサービスを提供することを促進する。この場合、サービス提供者は、提供先国の規制に従わなければならない。

加盟国に対しては、他の加盟国からのサービス提供者が自国でサービス活動にアクセスする権利を尊重するよう義務付け、「非差別的」「必要性」「均衡」の原則を尊重しない要件を取り除くよう求めている。

また、サービス受益者の権利を確保するため、一般消費者およびビジネスユーザーは、域内市場において他の加盟国から提供されるサービスを利用する権利を有する。サービス指令では、このようなサービス受益者の権利を確保し、加盟国が利用者に対して他の加盟国からのサービスを利用する際に許認可を要請するといった規制を課さないようにすることを規定している。

(注)

当初の指令案では、サービス提供者が出身加盟国で合法的に事業を運営している場合には、他の加盟国において当該国の規制に則ることなくサービスを提供することができるという「母国法主義 (Country of Origin principle)」を定めていた。母国法主義では、サービス提供者は国境を越えるたびに他の加盟国の

規則の適用を受けることなく、事業拠点のある加盟本国の規則・規制のみを遵守すればよいとされた。これによって、サービス提供者は、サービス受益国における様々な国家規制や行政要件ならびに監視規制の重複などを避けることができ、コスト削減とともに国境を越えた事業活動を容易に行うことを可能にすることを目指していた。しかし、これはソーシャル・ダンピングにつながるとの批判などが強かったため、結果的に欧州議会（第一読会）は母国法主義の条項を削除する一方で、これに代わって、加盟国間で相互のサービス提供者を受け入れるとする「サービス提供の自由」を規定し、欧州委員会もこれを受け入れた。その後の理事会共通の立場でも、同条項は完全に削除された。

【第 1 部 サービスを提供する自由と関連する適用除外】

第 16 条「サービスを提供する自由」

加盟国は、サービス提供者が自国以外の EU 加盟国でサービスを提供する権利を尊重し、サービスが提供される加盟国は、国内でサービス活動への自由なアクセスを確実にしなければならない。また、サービス提供者に、「非差別的」「必要性」「均衡」の原則を尊重しない要件への準拠を強いてはならない。

また、加盟国は、他の加盟国でサービス事業を確立している提供者に、次のような要件を課すことでサービス提供の自由を制限してはならない。

- (a) 自国内に事業所を有する義務
- (b) 自国当局からの認可取得や職業団体・協会への登録などの義務（サービス指令およびその他の EU 法に規定されている場合を除く）
- (c) 自国内での特定のインフラストラクチャー（当該のサービス提供に必要とされる事務所など）設置の禁止
- (d) 自営業者によるサービス提供を妨げたり制限したりするような、サービスの提供者と受益者間の特定の契約取り決めの適用
- (e) サービス活動の実施に特定した、出身国当局による身分証明書を所有する義務
- (f) 職場の健康・安全の面で必要なものを除き、当該サービスの提供に不可欠な機器・道具の使用に影響を及ぼすような要件
- (g) 第 19 条（禁止された制限）に言及されたサービス提供の自由の制限

ただし、サービス提供者の移動先の加盟国は、公共の政策・治安・衛生、環境保護が正当

化される場合は、サービスの提供に関して要件を課すことが可能である。また、雇用条件に関する国内規定を（EU法に則って）適用することもできる。

また、欧州委員会は2011年12月28日までに（同指令施行後5年以内）本条項の適用に関し、加盟国およびEUレベルの社会的パートナーと協議の上で、本指令の適用対象となるサービス活動に関して調和した措置の提案の必要性を考察した報告書を欧州議会および理事会に提出することが義務付けられる。

現状の問題点

サービス提供者が国境を越えるたびに、すでに加盟本国において遵守義務のある規定に加え、それぞれの国の法律・規定の遵守義務が増大することがある。これは法的な不確実性を生じさせて多額の法律調査費を発生させるとともに、しばしば中小企業を敬遠させる要因となっている。その顕著なものはある電子ハードウェア・サービス会社例で、わずか5加盟国で適用されている規則を確認するために、外部の法律アドバイスに10万ユーロを費やしている。

他の加盟国で一時的にサービスを提供する場合、業務に適用される法的規定の調査に費用と時間が非常にかかる可能性がある。例えば、ある技術工学企業は、同社がサービス供給を目指す他の2加盟国で適用される可能性のある様々な法的規定の調査に年商の約3%の支出を余儀なくされると推定している。

一部の加盟国は、特定の種類のサービス提供に際しては、依然として、サービス提供者が当該国で事業を設立することを義務付けている。欧州司法裁判所によると、これはまさにサービス提供の自由を否定するものである。

また、一部の加盟国は、別の加盟国に拠点を置くサービス提供者に対し、自国に向けてサービス業務を行うための許可の取得を義務付けている。サービス提供者は、数々の法的・事務的規定やサービス開始前に提出すべき膨大な量の書類（これによって遅れや複雑な問題が発生）のために、しばしば参入意欲をそがれている。これらは期間を限定してサービスを提供する予定の企業にとっては、特に敬遠要因となる。

このほか、別の加盟国を拠点とするサービス提供者に対し、広告およびマーケティングに

関する制限など、サービス実施に関連する国の全規定の遵守を体系的に義務付けている加盟国もある。

第 17 条「サービスを提供する自由の追加的な適用除外」

以下については、第 16 条の規定は適用されない。

・加盟国で提供されている以下の経済的公益サービス (SGEI)

(a) 郵便セクター：域内の郵便サービス市場発展のための共通ルールに関する指令 97/67/EC⁴³でカバーされるサービス

(b) 電力セクター：域内の電力市場に対する共通ルールに関する指令 2003/54/EC⁴⁴でカバーされるサービス

(c) ガスセクター：域内の天然ガス市場に対する共通ルールに関する指令 2003/55/EC⁴⁵でカバーされるサービス

(d) 上下水道サービス

(e) 廃棄物処理

・指令 96/71/EC⁴⁶ (従業員配属指令) でカバーされる事項

・個人情報の加工に関する個人の保護とこれらのデータの自由移動に関する指令 95/46/EC⁴⁷でカバーされる事項

・弁護士によるサービス提供の自由の効果的な遂行を促進する指令 77/249/EC⁴⁸でカバーされる事項

・負債の法的回収のような活動

・指令 2005/36/E⁴⁹Cのタイトル でカバーされる事項およびサービス提供国で特定の職種への活動を留保するような要件

・規則 (EEC) No 1408/71⁵⁰でカバーされる事項

・人の移動と所在の自由に関する行政手続きに関し、指令 2004/38/EC⁵¹の規定によりカバーされる事項

⁴³ 1998年1月21日付EU官報L15に掲載。

⁴⁴ 2003年7月15日付EU官報L176に掲載。

⁴⁵ 同上。

⁴⁶ 1997年1月21日付EU官報L18に掲載。

⁴⁷ 1995年11月23日付EU官報L281に掲載。

⁴⁸ 1977年3月26日付EU官報L78に掲載。

⁴⁹ 2005年9月30日付EU官報L255に掲載。

⁵⁰ 1971年7月5日付EU官報L149に掲載。

⁵¹ 2004年4月30日付EU官報L158に掲載。

- ・ 第三国国籍者に関し、サービス提供のために他の加盟国へ移動する際、加盟国が特定の国籍のサービス提供者にビザや居住許可を要請する可能性や、入国時または入国後に第三国国籍者がサービス提供国当局に届け出する義務を課す可能性
- ・ 廃棄物の搬送に関し、廃棄物の域内での搬送および域内へのないし域外への搬送の監督および管理に関する規則（EEC）No 259/93⁵²でカバーされる事項
- ・ 著作権および類似した権利（neighboring right）、半導体製品のトポグラフの法的保護に関する指令 87/54/EEC⁵³およびデータベースの法的保護に関する指令 96/9/EC⁵⁴でカバーされる権利
- ・ 法律により公証人の参与を要する行為
- ・ 年次決算および連結決算の法定監査に関する指令 2006/43/EC⁵⁵でカバーされる事項
- ・ 他の加盟国でリースされた車の登録
- ・ 契約または契約で定められない義務に関する規定や国際私法のルールに従い決定された規定

【第2部 サービス受益者の権利】

第19条「禁止された制限」

加盟国が、他の加盟国で提供されるサービスの利用を制限する差別的な義務をサービス受益者に課すことは禁じられる。特に以下のような要件を禁止している。

- (a) 自国の当局から認可を取得することや、当局に宣言を提出する義務
- (b) サービス提供者が他の加盟国で事業を確立している事実や、サービスが提供される場所を理由にした財政支援の付与の差別的な制限

現状の問題点

消費者は、他の加盟国からのサービスの利用を妨げたり、他の加盟国からのサービス利用の魅力を弱めたりするような消費者の選択幅の縮小につながる自国の方策に従わねばならないことがある。例えば、一部の加盟国では、消費者は自国において提供された職業また

⁵² 1993年2月6日付EU官報L30に掲載。

⁵³ 1987年1月27日付EU官報L24に掲載。

⁵⁴ 1996年3月27日付EU官報L77に掲載。

⁵⁵ 2006年6月9日付EU官報L157に掲載。

は語学訓練については所得税控除を受けられるが、他の加盟国で同様の訓練を受けた場合には税控除の対象とされない。また、その他の加盟国では、自国で語学訓練を受けた場合に限り、従業員が雇用主から補助金を受けることが法的に認められている。このほか、衛星放送受信アンテナの使用に対する差別的な課税（これは消費者が他の加盟国からの特定の放送受信を妨げる）など、国境を越えたサービス利用の魅力を低減させるような差別的または不均一な税制を敷いている加盟国もある。

同規定により、例えば、語学や職業訓練を提供するサービス提供者の拠点が他の加盟国にあるとの理由で税控除資格に限度を設けることや、国境を越えたサービスの利用に影響する差別的な課税は禁じられる。

第 20 条「非差別」

加盟国は、サービス受益者に対し国籍や居住地域による差別的な規定を設置することが禁じられる。

現状の問題点

他の加盟国へ移動して他の加盟国でサービスを受ける消費者は、サービスが利用できなかったり、またその利用に差別的な条件が課されたりすることが多い。こうした障壁が存在する分野には旅行、スポーツおよびレジャー、小売流通、通信サービス、職業訓練および医療サービスなどが挙げられる。

また、他の加盟国の国民または居住者が、ある加盟国の特惠税率や特別価格のオファーなどの恩恵を受けられない場合も、国境を超えたサービスのコストは上昇し、魅力も低下する。例えば、一部の加盟国では、域内の国籍によって博物館の入館料が異なったり、居住する加盟国によってマラソンなどスポーツ行事への参加料にも差がつけられていたりしているケースがある。

第 21 条「サービス受益者の支援」

加盟国は、サービス受益者が居住地である加盟国で以下の情報を入手できるようにしなければならない。

- (a) サービス活動へのアクセスやサービス実施に関し、他の加盟国で適用される要件に関する情報。特に消費者保護に関する情報。
- (b) サービスの提供者と受益者の間に紛争が生じた場合に利用可能な補償手段に関する一般的な情報。
- (c) 欧州消費者センター（ECC-Net/European Consumer Centres Network）を含む、サービスの提供者ないし受益者が実際的な支援を受けることができる協会・機関の連絡先の詳細。

加盟国は上記の任務を単一窓口や ECC-Net のような機関、消費者協会、ユーロ・インフォセンターなどに課すことができる。欧州委員会は加盟国の指定された機関の連絡先を全加盟国に伝え、消費者が入手できるようにする。

現状の問題点

消費者は、消費者保護制度（サービス提供者と利用者間の論争が起きた場合の解決手段、実践的な支援を行う協会や組織への連絡方法など）をはじめ、他の加盟国でのサービスの利用または実施に関する規定の情報を居住国で入手するのが困難なことが多いとしている。

第 章「サービスの質」

【概説】

同指令は、国境を越えたサービスに対する信頼性と自信を強化するために、欧州全域で適用される基本的な共通ルールを規定している。とりわけ、特定のリスクを生じるサービスに対しては、適正な職業賠償責任保険への加入を要求することができるとしている。また、同指令は、他の加盟国のサービスを利用する利点や、サービスの利用規定についての情報をサービス受益者と消費者に提供することを義務付けている。このほか、職業倫理の遵守が要求される特定の職種のサービス活動（会計士やエンジニアなど）にも配慮している。広告に対する時代遅れで不必要な禁止規制を撤廃する一方で、このような職種のサービスに関する広告は、特定の規制や制限を満たすものでなければならぬと規定を設けている。また、加盟国はサービス提供者がサービスの質の向上を目的とした活動を奨励する措置を設置する。

第 22 条「サービス提供者とそのサービスに関する情報」

サービス提供者は、企業の内容やサービスの種類、その条件や価格やアフターセールスの保証の存在および職業賠償責任保険・保証など主要情報をサービス受益者に提供する義務を負う。

現状の問題点

消費者の国境を越えたサービスへの信頼が欠如している。その原因は、消費者がサービス提供者自体と提供されるサービスの質に関する情報に基づく選択ができないことにある。電子商取引や遠隔販売など特定の活動については情報提供義務があるものの、利用者が提供者の国に移動する場合などに情報提供義務を伴わない分野も多く、消費者にそうしたサービスの利用を敬遠させる要因となり得る。第 26 条により、他の加盟国からのサービスを利用する際により多くの情報を基に決定できるようになるため、消費者は恩恵を受ける。

第 23 条「専門職業賠償責任保険と保証」

加盟国は、サービス受益者ないし第三者の健康や安全性、サービス受益者の財政的安全に直接的かつ固有のリスクを呈するサービスの提供者に対し、職業賠償責任保険⁵⁶に加入するか財政保証を提供する義務を課することができる。加盟国は、自国でサービス提供者が事業設立をした際、当該の事業設立者が他の加盟国で同等の目的や保険レベルの保証でカバーされている場合には、職業賠償責任保険や保証を要求することは禁じられる。ただし、部分的にしかカバーされていない場合、補完的な保証を求めることができる。

現状の問題点

サービス提供者は、異なる加盟国の職業賠償責任保険に関する様々な規定を遵守しなければならない。国境を越えた事業の場合は、当該事業がどの程度カバーされているかが明確でないことが多いため、国境を越えたサービスに対する消費者の信用や信頼感が欠如し、サービス提供者間の公平な競争の場が失われることになる。また、サービス提供者が掛けている保険に関する情報が不足しているため、消費者の信頼を欠いている。

⁵⁶ 特定の業務を遂行する上で、職業上相当な注意をしなかったことを理由として、その業務を依頼した顧客または第三者から損害賠償請求を受けた場合に、法律上の損害賠償責任に基づく損害を支払うもの。

第 24 条「規制職種の商業目的の広告」

加盟国は、規制職種の商業目的の広告に関する禁止を全面的に廃止しなければならない。また、同時に加盟国は、これらの職種の商業目的の広告が、独立性や尊厳、誠実さ、守秘義務といった職業上の規制に従っていることを確実にしなければならない。

現状の問題点

一部の加盟国は、規制対象の業者による商業目的の広告を全面的に禁止している。しかし、他の加盟国のサービス提供者が、サービス内容を知られないまま業務を行うことは非常に困難なことから、国境を越えたサービスの提供者にとっては不利となる。また、公平な競争条件が整備されていない点も国内のサービス提供者にとって問題である。

第 26 条「サービスの質に関する方針」

加盟国は、サービス提供者が、サービスの質に関して第三者機関の審査・認定を受ける、質に関する原則を自ら規定するか業界団体による原則に従うなど、質の向上を目的とした自主的な活動を奨励するための措置を設置しなければならない。

現状の問題点

他の加盟国におけるサービス活動の特徴の比較は、比較する情報がないため消費者にとって困難である。例えば、ホテルに与えられる星のシステムは明確ではない。

第 27 条「紛争の解決」

加盟国は、サービス受益者がサービスに関する苦情の送付や情報の要求が行えるよう、サービス提供者が加盟他国の居住者も含め、全サービス受益者に対して郵便物の宛て先やファックス番号、電子メールの宛て先などを示すことを確認する義務がある。また加盟国には、サービス提供者ができるだけ速やかに苦情に対処し、適切な解決策を見出す努力を促すための施策の実施が義務付けられる。

現状の問題点

消費者は、利用したサービスに対する苦情が処理されないことにしばしば不満を抱いている。消費者は苦情の訴え先が分からず、手紙にも電話にも電子メールにも応答がないので、どのような苦情解決方法が利用できるか分からないという。

第 章「行政協力」

【概説】

同指令は、加盟国当局間に情報交換や緊密な協力関係を築くことにより、現在の国家規制や管理の重複を廃止し、首尾一貫したシステムに転換することを狙っている。国境を越えた法規制の施行や補償制度を改善するために、サービス提供者の出身加盟国とサービス受益側の加盟国間でより明確な監視機関を設けるとともに、国家当局が加盟各国のサービスおよびその提供者に関する情報により容易にアクセスできる方法を確認する。加盟国の公共機関は、新たに確立された行政協力や情報交換および相互支援制度を通じて、信用と信頼性が向上することによって恩恵を受けるほか、この制度により、加盟国の諸機関は互いに協力し、サービス提供者のクロスボーダー活動において当該の消費者や公共の利益が適切かつ効果的に保護される。

第 28 ~ 36 条

加盟国は、サービス提供者と提供されるサービスの監督を確実にを行うために、互いに支援し合うとともに、効果的な行政協力のための措置を設置する義務が課される。加盟国は 1 つ以上の連絡窓口を設置し、他の加盟国および欧州委員会と連絡を取り合うための連絡先の詳細を用意するものとする。欧州委員会は加盟国の連絡窓口のリストを発行し、定期的に更新する。また、加盟国は、互いの要請に応じて同指令に規定された共通定義に基づきサービス提供者の事業が実際に設立されているかならびに合法的に実施されているかを調査し検証する義務が課される。

サービス提供者の設立元加盟国は、サービス提供者が自国の要件を遵守していることを確実にする一方、サービス受益側の加盟国は自国内での他の加盟国のサービス提供者の活動を監督することが義務付けられる。

また、加盟国は、自国ないし他の加盟国において人の健康・安全性や環境に重大な被害をもたらす可能性のあるサービス活動にかかわる行為や状況を認識した場合、当該のサービス提供者の設立国（自国）と関連する他の加盟国、欧州委員会に迅速に通知する義務を負う。欧州委員会はこのような警告のため、加盟国当局のネットワークの構築を促進し、ネットワーク管理のための詳細規定を採択する。

現状の問題点

加盟国の公共機関は、サービス提供者に対する規制や監督方法に関して、相互に情報を持っていないのが現状である。このため、相互の信頼感は総じて希薄で、効果的に共同作業を行う上での障害となっている。現在、加盟国には国境を越えた活動の監督についての協力や支援という明確な義務は課されていない。また、加盟国の各機関は、自国のサービス提供者が他国で問題を引き起こしても気づかぬ振りをする傾向にある。

第 章「収れんプログラム」

第 39 条「相互評価」

加盟国は、2009 年 12 月 28 日までに、認可制度（第 9 条（2））および評価を受けるための規定（第 15 条（5））、複数分野にわたる活動（第 25 条（3））の条項で特定された相互評価のための情報を欧州委員会に提出する義務が課される。欧州委員会は、これらの情報に対する各加盟国および利害関係者による見解をまとめた報告書を 2011 年 12 月 28 日までに欧州議会および理事会に提出する。

また、加盟国は 2009 年 12 月 28 日までに「サービス提供の自由」に関する自国の要件とこれらがサービス指令の規定する要件（16 条（1）および（3））に準拠していると判断する理由についての報告書を提出することが義務付けられる。加盟国から提出された同報告書は欧州委員会を通じて他の加盟国に送られる。

第 41 条「見直しに関する条項」

欧州委員会は、指令発効後 5 年以内、その後は 3 年ごとに同指令の適用に関する包括的な報告書を欧州議会および理事会に提出することが義務付けられる。同報告書は「サービス

を提供する自由（第 16 条）」の適用に焦点を当てたもので、これに加えて、指令適用外の事項に対する措置の必要性についても考慮しなくてはならない。

(4) サービス指令の導入により予測される障壁や経済効果の測定

サービス指令の導入によって予測される障壁や経済効果について、これまでに様々な調査が行われてきた。このうち、2006 年 1 月に発表されたオーストリア連邦経済・労働省による「リスボン・アジェンダの深化：生産性・サービス・技術に関する研究(“Deepening the Lisbon Agenda: Studies on Productivity, Services and Technologies”）」は、Copenhagen Economics などによるこれまでの調査・研究内容を検証してさらに進めたものである。同研究結果では、サービス指令の導入により、潜在的に EU15 カ国での生産性、雇用、投資、付加価値はそれぞれ、0.8%、0.85%、0.55%、1.65%上昇すると推定している(表 4～表 6 参照)。1.65%の付加価値増加は GDP で 0.69%に相当するという。また、その要因を図 11 のように図示している。

表 4： サービス指令の経済効果の推定

	最低	中央	最高
競争の増加 (reduction in mark-ups in percent)	-2.5	-3.75	-5
生産性の増加 (%)	0.53	0.80	1.07
雇用の増加 (%)	0.56	0.85	1.13
付加価値の増加 (%)	1.10	1.65	2.20
投資比率の増加 (パーセンテージポイント)	0.36	0.55	0.73
雇用の絶対数での増加 (1,000人)			
EU11カ国	323.6	485.3	647.1
EU15カ国	343.1	514.7	686.2
EU25カ国	408.0	612.0	816.0

出所： "Deepening the Lisbon Agenda: Studies on Productivities, Services and Technologies", Austrian Federal Ministry of Economics and Labor (Part I - The European Single Market for Services in the Context of the Lisbon Agenda: Macro-Economic Effects", Europainstitut, Vienna University of Economics and Business Administration)

表 5： サービス指令の雇用への影響の推定（EU15 カ国）

	最低	中央	最高
オーストリア	7.0	10.6	14.1
ベルギー	8.4	12.5	16.7
ドイツ	76.6	114.9	153.2
スペイン	32.2	48.3	64.4
フィンランド	4.1	6.2	8.2
フランス	49.2	73.7	98.3
英国	66.8	100.2	133.6
ギリシャ	6.7	10.0	13.3
イタリア	46.0	69.0	92.0
オランダ	18.8	28.2	37.6
スウェーデン	7.8	11.8	15.7
デンマーク	5.3	7.9	10.6
ルクセンブルク	0.7	1.0	1.4
アイルランド	3.7	5.5	7.3
ポルトガル	9.9	14.9	19.9
EU15カ国 平均	343.1	514.7	686.2

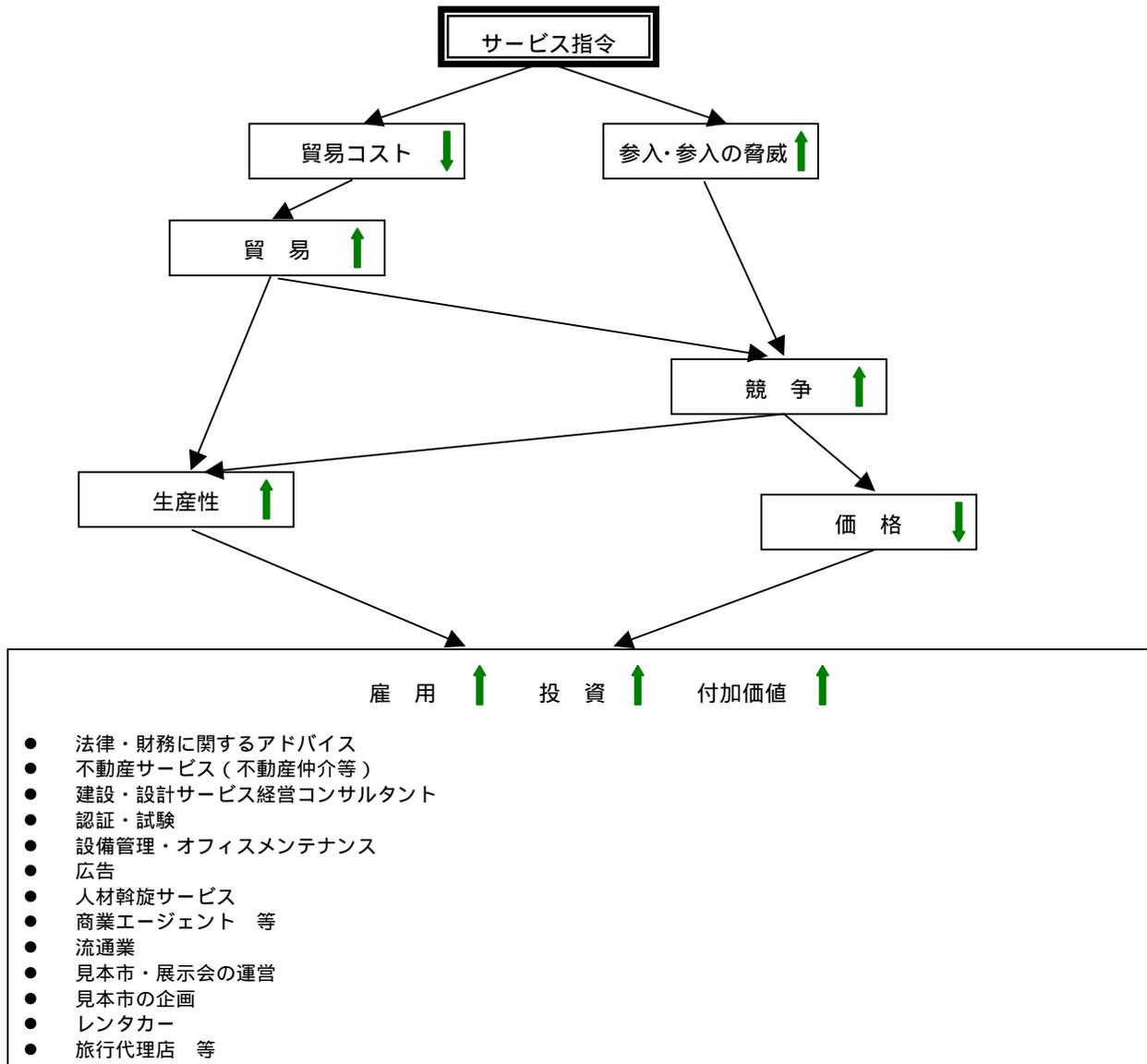
出所： 表 4 に同じ

表 6： サービス指令の経済への影響の推定（EU15 カ国）

	輸入比率への効果 (EU平均=1.00)	競争 (%)	生産性 (%)	雇用 (%)	付加価値 (%)	投資比率 (%)	雇用数 (1,000人)
オーストリア	1.27	-4.77	1.02	1.08	2.10	0.69	13.4
ベルギー	0.84	-3.15	0.67	0.71	1.38	0.46	10.5
ドイツ	1.07	-4.01	0.86	0.90	1.76	0.58	122.8
スペイン	1.02	-3.84	0.82	0.86	1.68	0.56	49.4
フィンランド	1.00	-3.75	0.80	0.85	1.65	0.55	6.2
フランス	1.02	-3.84	0.82	0.86	1.68	0.56	75.4
英国	0.93	-3.49	0.75	0.79	1.53	0.51	93.4
ギリシャ	1.55	-5.80	1.24	1.31	2.54	0.84	15.5
イタリア	1.20	-4.52	0.97	1.02	1.98	0.66	83.1
オランダ	0.84	-3.15	0.67	0.71	1.38	0.46	23.7
スウェーデン	0.93	-3.49	0.75	0.79	1.53	0.51	11.0
デンマーク	1.32	-4.94	1.06	1.11	2.17	0.72	10.4
ルクセンブルク	0.84	-3.15	0.67	0.71	1.38	0.46	0.9
アイルランド	0.84	-3.15	0.67	0.71	1.38	0.46	4.6
ポルトガル	1.52	-5.71	1.22	1.29	2.51	0.83	22.7
EU15カ国 平均	1.00	-3.75	0.80	0.85	1.65	0.55	514.7

出所： 表 4 に同じ

図 11： サービス指令とマクロ経済パフォーマンスの関係



4. 域内での労働市場の開放とサービスの自由移動の実現

(1) 新規加盟国労働者の自由移動に対する制限

欧州共同体（EC）設立条約第39条では、加盟国の労働者による他の加盟国での求職および就労ならびにこれらを目的とした居住、滞在、受入れ先加盟国での雇用や労働条件などで公平な取り扱いを受ける権利を認めている。ただし、2004年5月のEU拡大時の加盟条約⁵⁷には旧加盟国国内の労働市場の保護を目的として移行措置が盛り込まれており、実際には域内の労働市場はまだ開放されていない。移行措置では、加盟後2年間は旧加盟国⁵⁸の労働市場へのアクセスは国内法や政策による措置に従うものとされ、当初2年間経過後さらに3年間延長することができ、加盟後5年経過後に終了することになっている。ただし、当該の旧加盟国の労働市場で深刻な混乱をきたす恐れがある場合に限り、欧州委員会の許可に基づきさらに2年間の延長が認められている。移行措置の対象となるのは、2004年5月に加盟した新規加盟10カ国のうちキプロスとマルタを除く8カ国（以後、新規加盟8カ国）および2007年1月に加盟したブルガリアとルーマニアの計10カ国である。措置の具体的な内容は国によって異なる（次頁表7および表8参照）が、新規加盟国の労働者はEU域外国出身の労働者より優先される。

新規加盟8カ国に対し、第一段階（2004年5月～2006年4月）で制限措置を採用していない国はスウェーデン、アイルランド、英国（登録制度のみ）の3カ国であった。第二段階（2006年5月～2009年4月）では、さらに4カ国（スペイン、フィンランド、ギリシャ、ポルトガル）が加わり、2006年7月27日よりイタリア、2007年5月1日よりオランダも労働市場を完全に開放した。このほか、ベルギー、フランス、ルクセンブルクでは既存の措置を緩和している。また、ポーランド、スロベニア、ハンガリーは、第一段階で移行措置を設けている旧加盟国に対して同様な措置を採用していたが、スロベニアは2006年5月26日、ポーランドは2007年1月17日に同措置の適用を停止した。また、ブルガリアとルーマニアに対しては、第一段階（2007年1月～2008年12月）で10カ国が労働市場を開放しており、15カ国で労働許可制度が採用されている。

⁵⁷ 2003年4月16日付加盟条約（チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア）および2005年4月25日付加盟条約（ブルガリア、ルーマニア）を指す。ただし、キプロスの加盟協定には労働者の自由移動に関する制限は含まれておらず、マルタに関してもセーフガード状況の発動の可能性はある以外制限はない。

⁵⁸ 当該国の加盟前にすでに加盟していた15カ国および25カ国

労働者の自由移動は、上記のような移行措置によってまだ実現しておらず、移行措置終了後（新規加盟 8 カ国：2011 年 5 月 1 日、ブルガリアおよびルーマニア：2014 年 1 月 1 日）に初めて域内の労働市場が完全に開放されることになる。

表 7： マルタ、キプロスを除く新規 8 加盟国に対する旧加盟 15 カ国の移行措置

	第一段階（2004 年 5 月～2006 年 4 月）	第二段階（2006 年 5 月～2009 年 4 月）
スウェーデン、アイルランド	完全開放。	
英国	制限措置はなし、労働者登録制度あり。	
デンマーク	新規加盟 8 カ国の労働者で、労働協約が適用されるフルタイム職を希望する場合には労働許可を要する。就労前には居住許可も取得する必要あり。	左記の措置の適用を維持。ただし、手続きを簡素化。
オランダ	ほとんどのセクターで労働市場テストを含む労働許可制度を採用、ただし多くのセクターや職種で適用除外あり。	2007 年 5 月 1 日より完全開放。
フランス	労働許可制度を維持（研究職などでは適用除外あり）。	措置を緩和。
ベルギー	労働許可制度を維持。	措置を緩和。
フィンランド、ギリシャ、スペイン	労働許可制度を維持。	完全開放。ただし、フィンランドでは登録・監視制度を実施。
ルクセンブルク	労働許可制度を維持。	措置を緩和。
ドイツ、オーストリア	修正した労働許可制度を適用。ただし、特定のセンシティブなセクターについては労働者の派遣に関する制限もあり。	左記の措置（国境を越えたサービス提供を含む）の適用を維持。
イタリア	労働許可制度を採用、入国割当制度もあり。	2006 年 7 月 27 日より完全開放。
ポルトガル	労働許可制度を採用、入国割当制度あり。	完全開放。

出所： 欧州委員会ウェブサイトを基に作成
 (http://ec.europa.eu/employment_social/free_movement/enlargement_en.htm)

表 8： ブルガリア、ルーマニアに対する旧加盟 25 カ国の移行措置

	第一段階（2007 年 1 月～2008 年 12 月）
チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン	完全開放。ただし、フィンランド、キプロス、スロベニアでは、監視目的の登録制度あり。
デンマーク	週 30 時間以上で労働協約が適用される場合、労働許可を発給。
フランス	労働許可制度を維持。61 職種に対し手続きを簡素化。
ハンガリー	労働許可制度を維持。人材不足が懸念される 219 分野での就労の場合には、労働許可を自動的に発給。
イタリア	労働許可制度を維持（特定セクターでの就労には必要なし）。
ルクセンブルク	労働許可制度を維持。特定セクターおよびニーズのある特定の資格（金融分野）を有する人材に対しては手続きを簡素化。
ベルギー	労働許可制度を維持。人材が不足している分野については、労働許可発給期間を 5 日間に短縮。
英国	雇用者は労働許可の申請（特定の雇用形態を除く）、労働者は「Accession Worker Card」の申請を要する。非熟練労働者には農業・食品加工セクターで既存の入国割当制度を適用。熟練労働者は労働許可または高度技術移民プログラムの下で就労可能。
オランダ	オランダおよび他加盟国で人材を確保できない場合に労働許可を発給。人材が不足しているセクターでは適用除外あり。
スペイン	求人および雇用主による採用決定に基づき労働許可を発給。

アイルランド、ポルトガル マルタ	労働許可を要する。 有資格・経験者を要する職および人材不足の分野で労働許可を発給。
ギリシャ オーストリア、ドイツ	他のEU市民で欠員が補充できない場合、労働許可を発給。 労働許可制度を維持。特定セクターについては労働者の派遣に関する制限もあり。

出所： 同上

(2) サービスの自由移動と労働者市場の開放との関係

設立条約第 39 条による「労働者の自由移動」は、賃金労働者としての就労のみを対象としており、自営業者（個人事業主や自由業者）や学生、年金生活者などには適用されない。また、移行措置は、サービスの自由移動や事業設立の自由に対処するものではなく、加盟国が新規加盟国のサービス提供者に制限を課すことを認めるものでもない。一方、サービス指令で規定されているサービスの自由移動は、自営業者による他の加盟国でのサービス提供または企業のサービス提供を目的とした従業員の一時的な派遣を対象としており、設立条約第 39 条による労働者の自由移動に影響を及ぼすものではない。これらから、サービス指令で規定されている自営業者のサービス事業設立やサービス提供の自由は、設立条約第 39 条や移行措置によって何ら影響を受けないことになる。ただし、例外的にオーストリアとドイツについては、加盟条約のセーフガード条項によって、移行期間中、建設や産業クリーニング等の一部のサービス提供に制限を設けることが認められている。このため、両国では、新規加盟国に拠点を置く企業の労働者による、一時的な移動を伴うサービス提供が制限される可能性があるが、これは当該の分野で深刻な混乱が生じた場合にのみ発動される。

これを、ポーランドの庭師（自営）を例に解説する。サービス指令施行後、ポーランドの庭師が他の加盟国で事業設立をしたり、サービス提供したりすることにまったく問題はない。また、この庭師がポーランドで事業を設立しポーランド人を雇用した場合、他の加盟国へサービス提供のために従業員を派遣する際にも、労働者の自由移動に関する移行措置の影響を受けない。ただし、オーストリアでは、庭師は労働者の自由移動に制限を課すことができる分野となっているため、当該の従業員の派遣に当たり制約を受ける可能性がある。なお、ドイツでは庭師は制限の対象分野でないため、このような制約はないが、他の分野で同様な制約がある。

サービス指令の施行により域内でのサービスの自由移動は概ね達成されることになる

が、上記のオーストリアやドイツのように一部制約が残る国もある。このため、実際には域内でのサービス提供の自由が真に実現するのは、移行措置期間終了後、制限が撤廃され労働市場が完全に開放されてからとなる見通しである。